
各務原市総合計画

【前期基本計画(案)】

2025 ▶▶▶ 2029



令和6年8月
各務原市

目 次

1	将来都市像の実現に向けた基本姿勢	1
2	前期基本計画の施策体系	2
3	計画の進行管理	4
4	基本目標の見方	6
5	前期基本計画	9
	基本目標1. みんなが活躍する協働のまち《市民協働》	10
	施策1. 市民協働	10
	施策2. 地域コミュニティ	12
	基本目標2. みんなで心豊かな子どもを育むまち《出産・子育て・教育》	16
	施策1. 子ども・子育て支援	16
	施策2. 学校教育	20
	施策3. 青少年健全育成	24
	基本目標3. みんなが輝き彩りのあるまち《文化・スポーツ・生涯学習》	28
	施策1. 人権・平和	28
	施策2. 文化芸術	32
	施策3. スポーツ	34
	施策4. 生涯学習	38
	基本目標4. みんなで守る自然豊かで美しいまち《自然・環境》	44
	施策1. 自然環境	44
	施策2. 脱炭素社会	46
	施策3. 循環型社会	48
	施策4. 生活環境	50
	基本目標5. みんなで支えあい健やかに暮らせるまち《健康・医療・福祉》	54
	施策1. 健康づくり	54
	施策2. 地域医療	58
	施策3. 地域共生社会	60
	施策4. 高齢者支援	64
	施策5. 障がい児者支援	68
	基本目標6. みんなで築く安全安心のまち《防災・防犯》	72
	施策1. 防災・減災	72
	施策2. 消防・救急	76
	施策3. 交通安全・防犯	80
	施策4. 市民相談	84

基本目標7. みんなが快適に暮らせる住みよいまち《都市基盤整備》.....	88
施策1. 都市活力	88
施策2. 道路	92
施策3. 流域治水.....	96
施策4. 上下水道.....	98
施策5. 公共交通.....	100
基本目標8. みんなで創るにぎわいと活力のあるまち《産業・交流》.....	104
施策1. 工業.....	104
施策2. 商業	106
施策3. 農業	108
施策4. 雇用	112
施策5. 観光・交流	114
基本目標9. みんなでつなぐ持続可能なまち《行財政》.....	118
施策1. 行政運営	118
施策2. 財政運営.....	122
施策3. 広報・シティプロモーション	124

1 将来都市像の実現に向けた基本姿勢

○「オール各務原」による計画の推進

将来都市像「もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～」の実現に向けて、市民、自治会、各種団体、NPO※¹、企業、行政のそれぞれが力を合わせる事が重要です。

新たな時代を共に創るため、「つながり・対話・協働」を推進力として、「オール各務原」で前期基本計画に取り組みます。

○「横断的な視点」による計画の推進

前期基本計画の9つの基本目標と各施策は、それぞれが独立したものではなく、相互に密接なつながりを持ち、3つの基本理念との関係も複層的なものです。

目まぐるしく変化する社会経済情勢を踏まえながら、多様化する課題や市民ニーズに対応するため、基本目標と施策の推進にあたっては、全体を俯瞰し、「横断的な視点」により統合的に展開します。

【横断的な視点①】 人口減少・少子化対策

人口減少と少子超高齢化の進展は、9つの基本目標に共通する課題であり、「人口減少・少子化対策」を最重点プロジェクトに位置づけます。

そして、分野を横断した複合的なアプローチにより、「人口減少の抑制」と「人口減少への適応」の両面から、総合的な対策を講じます。

【横断的な視点②】 デジタル化の推進

デジタル技術を効果的に活用し、市民の利便性の向上と業務の効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげます。

また、デジタル化により得られるデータなどを基に、市民が求める行政サービスの充実に努めます。

【横断的な視点③】 SDGs※²の推進

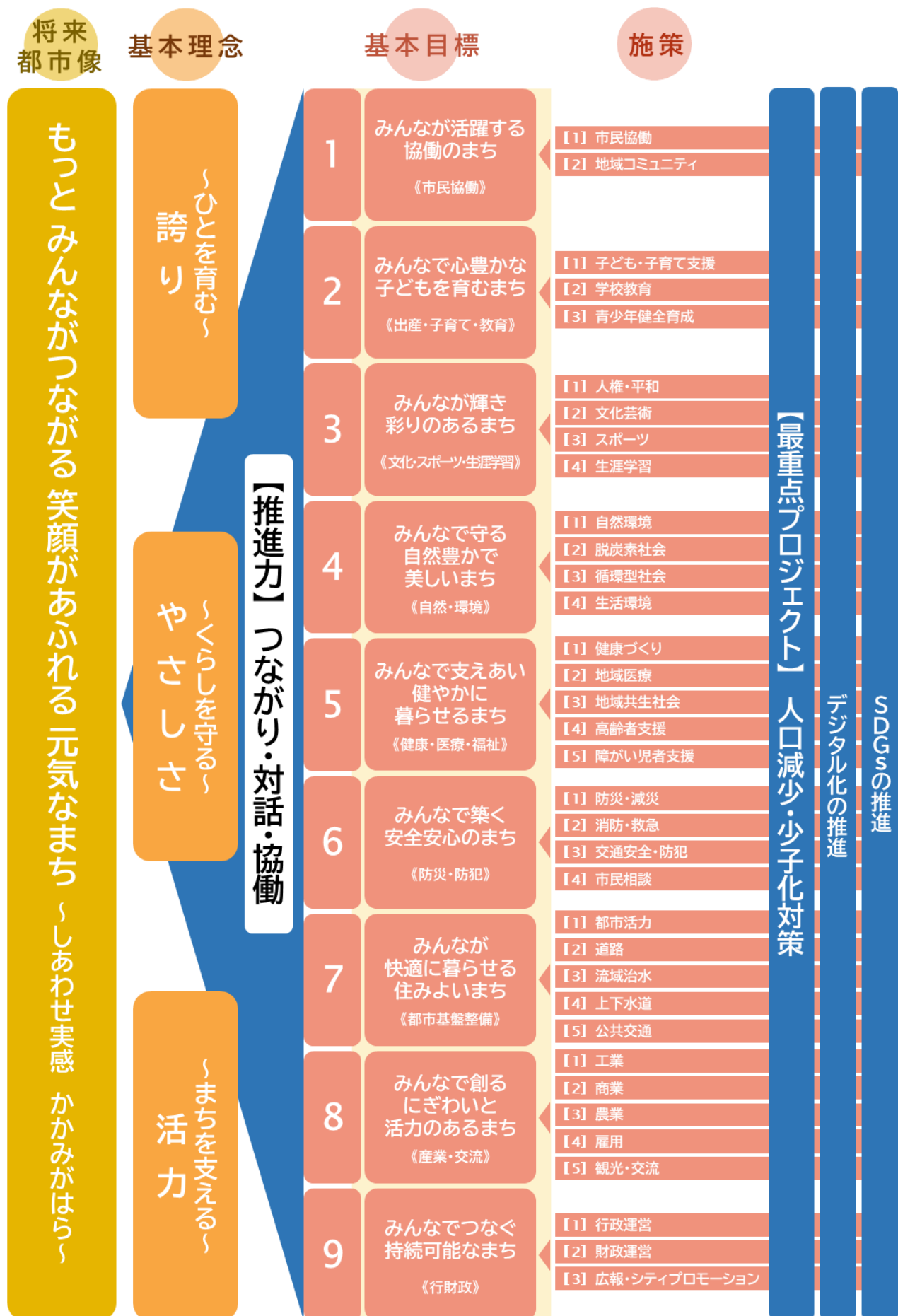
SDGs(持続可能な開発目標)の理念に共感し、「経済・社会・環境」のバランスが取れた持続可能なまちづくりと「誰一人取り残さない」まちづくりを進めます。

<用語>

※1 NPO:「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。

※2 SDGs(持続可能な開発目標):「Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓うもののこと。

2 前期基本計画の施策体系



基本 目標	施 策	取 組 方 針
1	[1]市民協働	①対話によるまちづくり ②協働によるまちづくり ③まちづくりの担い手支援
	[2]地域コミュニティ	①自治会の活性化 ②地域活動への参加促進
2	[1]子ども・子育て支援	①出会いの機会の創出 ②妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援 ③地域ぐるみの子育て支援体制の強化 ④子育てを学ぶ場の充実 ⑤子ども・子育て家庭への支援の充実 ⑥保育サービス・幼児教育の充実
	[2]学校教育	①確かな学力の育成 ②豊かな心と健やかな体の育成 ③一人ひとりに寄り添うきめ細かな教育の推進 ④地域資源を活用した教育の充実 ⑤将来を見据えた学校施設の整備
	[3]青少年健全育成	①青少年育成活動の推進 ②家庭教育の支援 ③体験学習の充実
3	[1]人権・平和	①人権・平和の尊重 ②男女共同参画の推進 ③多文化共生の推進
	[2]文化芸術	①文化芸術活動の充実 ②文化財等の保存と活用
	[3]スポーツ	①スポーツ機会の創出 ②地域スポーツ活動の推進 ③スポーツ施設の充実 ④ホッケーの推進
	[4]生涯学習	①多様な生涯学習機会の創出 ②学びの成果の活用 ③学びの場となる施設の整備 ④図書館サービスの充実
4	[1]自然環境	①環境教育の充実 ②生物多様性の保全
	[2]脱炭素社会	①地球温暖化対策の推進
	[3]循環型社会	①循環型社会の形成 ②廃棄物の適正処理
	[4]生活環境	①地下水の保全・管理 ②生活環境の保全 ③生活排水対策の推進 ④人と動物の共生
5	[1]健康づくり	①健康寿命の延伸 ②一人ひとりの自主的な健康づくりの促進 ③食と口腔衛生を通じた健康づくり ④こころの健康づくり
	[2]地域医療	①地域医療体制の充実 ②感染症対策の強化
	[3]地域共生社会	①地域福祉活動の推進 ②包括的な支援体制の整備 ③権利擁護の推進 ④生活困窮者自立支援施策の充実
	[4]高齢者支援	①高齢者の生きがい・働きたい ②認知症対策の推進 ③地域包括ケア体制の深化・推進 ④介護保険制度の適正な運用
	[5]障がい児者支援	①障がい児者の自立支援促進 ②障がい児者の社会参加促進 ③障がい児者施設の充実
6	[1]防災・減災	①家庭における防災・減災対策の促進 ②地域防災力の向上 ③災害対応力の強化 ④災害に強い都市づくりの推進
	[2]消防・救急	①消防力の維持・強化 ②消防団の活動支援 ③防火対策の推進 ④救急・救助体制の充実
	[3]交通安全・防犯	①交通安全意識の啓発 ②子ども及び高齢者の交通安全教育の推進 ③通学路の安全対策 ④防犯活動の推進
	[4]市民相談	①消費者保護の推進、知識の普及啓発 ②各種相談窓口体制の充実
7	[1]都市活力	①適正な土地利用の推進 ②魅力的なまちの創出 ③公園の活用と緑化の推進 ④空き家の利活用と適正管理の推進 ⑤岐阜基地周辺環境の整備
	[2]道路	①広域幹線道路の整備 ②市内幹線道路・生活道路の整備 ③橋りょう等の道路構造物の点検と管理
	[3]流域治水	①河川の適正管理 ②雨水排水対策の推進
	[4]上下水道	①安全安心な水質の確保 ②災害に強い水道管の整備 ③公共下水道(汚水)の整備及び維持管理
	[5]公共交通	①公共交通ネットワークの維持 ②ふれあいバス・チョイソコの運行
8	[1]工業	①企業の誘致と競争力向上 ②ものづくりの高度化と生産性向上 ③持続可能なものづくりの推進
	[2]商業	①商業・サービス業の発展 ②起業やスタートアップ支援の充実
	[3]農業	①農地の効率的な利用と担い手の育成支援 ②農産物の生産支援 ③農業基盤整備の推進 ④森林の維持保全
	[4]雇用	①雇用対策の強化 ②次世代を担う人材の育成支援 ③多様な人材の活躍促進
	[5]観光・交流	①観光資源の充実 ②広域観光連携の推進 ③岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の充実
9	[1]行政運営	①職員の人材育成 ②行政ニーズの多様化に応じた組織体制の構築 ③自治体DXの推進 ④適正な事務事業の遂行 ⑤公共施設マネジメントの推進 ⑥自治体間の連携の推進
	[2]財政運営	①財源確保の推進 ②計画的な財政運営
	[3]広報・シティ プロモーション	①情報発信の充実 ②シティプロモーションの推進

3 計画の進行管理

○基本方針

総合計画の効率的・効果的な推進を図るため、「PDCAサイクル^{※1}」による進行管理を行います。PDCAサイクルは、計画レベル(長期)だけではなく、その「Do(実行)」において、施策レベル(短期)のPDCA、さらに事業レベル(随時)のPDCAと様々な場面で活用します。

また、取組の達成状況を把握するため、各施策において「達成指標」を設定します。

①主観的指標:事業の実施によって市民の意識がどう変わったかという主観的な判断によって成果を測る指標

②客観的指標:各種統計等の数値の積み上げによって成果を測る指標

さらに、計画の実行や達成状況について、外部の有識者などによる評価・検証の機会を設け、施策の改善や後期基本計画の策定につなげます。

○社会経済情勢の変化への対応

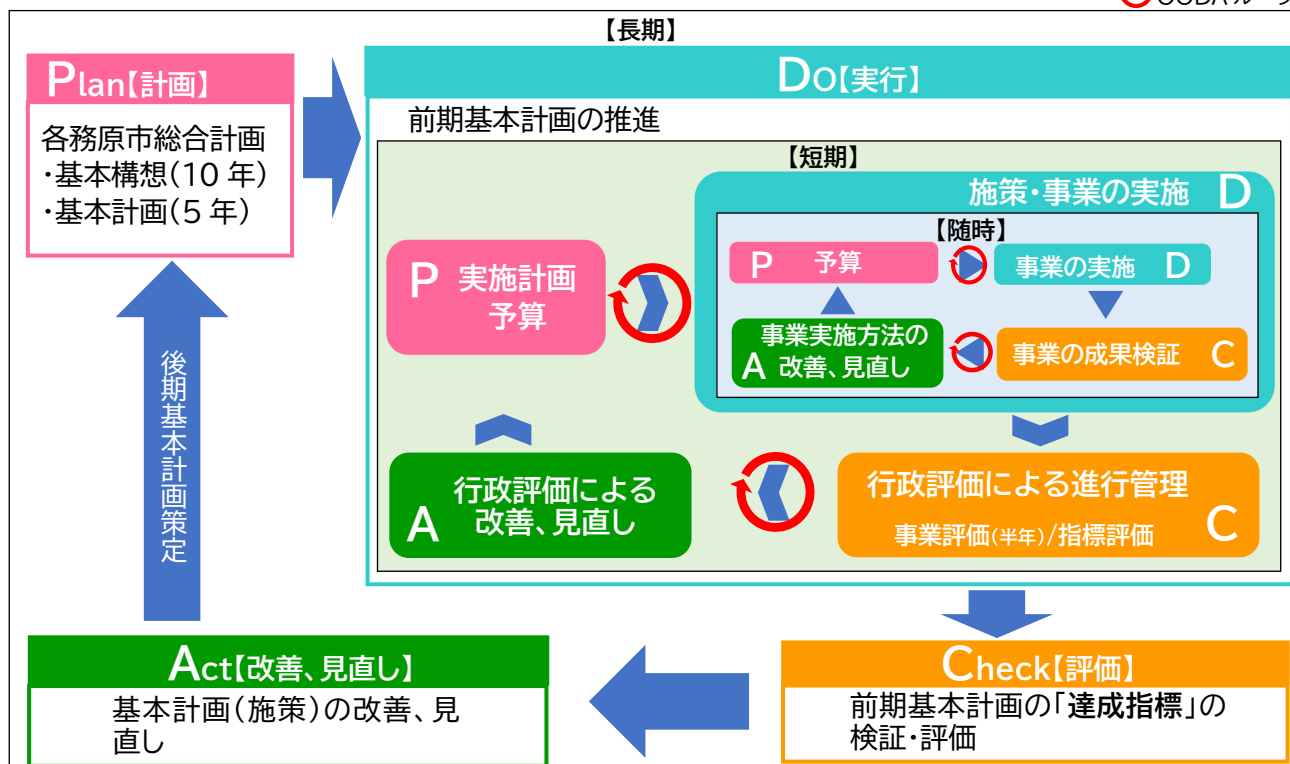
前・総合計画の10年を振り返ると、社会経済情勢に様々な変化がありました。その最たる例が、新型コロナウイルス感染症の影響です。その感染拡大は、市民生活や地域経済など、様々な分野に大きな影響を及ぼし、その時々状況に即応した対策が求められました。コロナ禍を教訓として、社会経済情勢が目まぐるしく変化しても、その状況に応じて適時適切に施策を講じていかなければなりません。

そのために、「OODA(ウーダ)ループ^{※2}」の考え方を取り入れます。OODAループは、「Observe」(観察)→「Orient」(状況判断)→「Decide」(意思決定)→「Act」(行動)の4段階を繰り返すことによって、現状を把握・分析し、時代や環境の変化に即応し、迅速に意思決定を行っていく手法です。

計画期間において、社会経済情勢の変化や多様化する市民のニーズを常に把握し、的確に対応するため、短期や随時のPDCAサイクルには、このOODAループの考え方を取り入れ、より効果的に施策を推進します。

【進行管理の全体イメージ】

 OODA ループ



PDCAサイクルとOODAループの関係

OODAループは、PDCAサイクルの代替ではなく、相互に補完する関係であることから、相乗効果が期待できます。

PDCAサイクルを1回回すために、OODAループを2回回します。

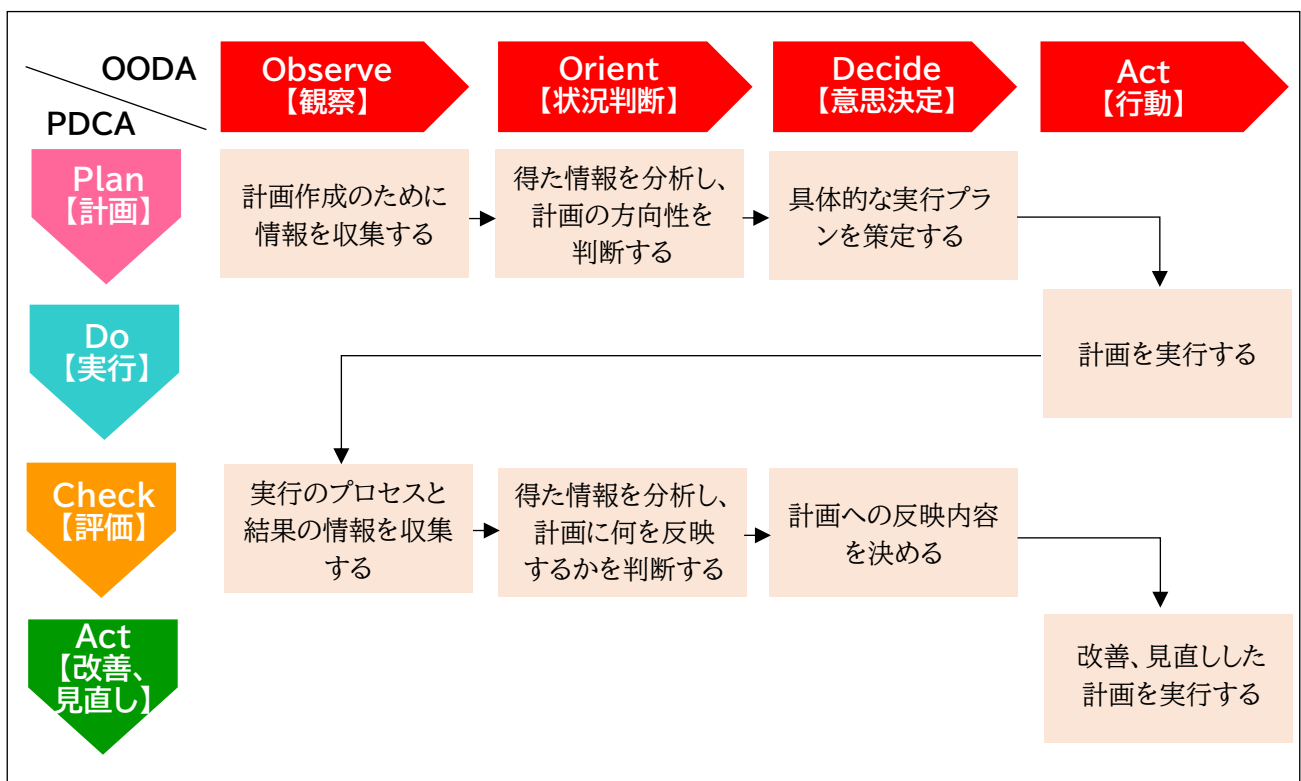
①Plan(計画)を立てるとき

Observe(観察)→Orient(状況判断)→Decide(意思決定)を行い、Act(行動)=Do(実行)につなげます。

②Check(評価)するとき

Observe(観察)→Orient(状況判断)→Decide(意思決定)を行い、Act(行動)=Act(改善、見直し)につなげます。

【PDCAサイクルとOODAループの関係図】



<用語>

- ※1 PDCA サイクル:Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の頭文字をとったもので、事業の評価を行い、適宜、見直し・改善を進めるための進捗管理方法として、企業、行政を問わず、広く用いられている。
- ※2 OODA(ウーダ)ループ:Observe(観察)、Orient(状況判断)、Decide(意思決定)、Act(行動)の頭文字をとったもので、随時繰り返すことで現状を把握・分析し、時代の変化に合わせた新しい政策をより効果的に行っていくもの。

4 基本目標の見方

前期基本計画では、基本目標の各分野において、「目指す姿」「現状・課題」「取組方針」「市民や企業等の主な取組イメージ」「達成指標」「関連する主な計画」「用語」を記載しています。

基本目標

基本構想に掲げる9つのまちづくりの具体的な目標を記載しています。

施策

基本目標を具現化するために取組む政策分野を記載しています。

目指す姿

将来のある時点における姿を記載しています。この姿を実現するために、各施策に取り組みます。

現状と課題

社会経済情勢や市のこれまでの取組の現状などとそれらを踏まえた課題を記載しています。

取組方針

目指す姿を実現するための取組方針とその具体的な内容を記載しています。

基本目標 3. みんなが輝き彩りのあるまち《文化・スポーツ・生涯学習》

施策 2. 文化芸術

目指す姿

- 市民が文化芸術活動に親しみ、気軽に体験・参加できる環境が整備され、街中や市民生活に文化芸術が溶け込んで、市民の心にゆとりや豊かさ、活力をもたらしています。
- 文化財や歴史資料が適切に保存・継承され、市民が郷土へ愛着や誇りを抱くとともに、人づくりや地域づくりなどに活用されています。

■現状と課題

- 社会経済情勢や市民のライフスタイルなどが変化する中、市民生活と文化芸術のつながりが希薄化しています。また、文化芸術活動の担い手不足や活動の停滞が課題となっています。
- 市民や小中学生を対象とした講座やワークショップ^{※1}などの開催により、郷土の歴史や文化財について学ぶ機会を確保していますが、少子高齢化の進行や市民のライフスタイルなどの変化により、文化財の保存や伝統文化の継承が難しくなっています。
- 文化財や歴史資料の適正な管理と活用を推進するため、専門的な知識や技術を持つ人材の確保に努める必要があります。

■取組方針

取組方針	内 容
①文化芸術活動の充実	● 公益財団法人かかみがはら未来文化財団^{※2}と連携し、あらゆる世代の市民が、気軽に参加でき、興味や好奇心を抱く事業や「本物」の文化芸術に触れる事業を推進します。 ● 文化財団、学校、地域と連携し、子どもたちが、優れた文化芸術を鑑賞し、参加体験できる機会や、文化芸術活動の成果を発表する機会を創出します。
②文化財等の保存と活用	● 文化財や歴史資料の適正な管理と調査研究を行うとともに、専門職員の人材確保に努めます。 ● 村国座や坊の塚古墳などの文化財の公開、体験講座、埋蔵文化財^{※3}発掘調査現場の見学会などの開催により、文化財等の普及啓発を図ります。 ● 学校教育との連携やデジタル技術の活用により、子どもをはじめとする多くの市民が、郷土の歴史や文化財に気軽に触れ、学習できる機会の創出に努めます。 ● 地域に残る伝統文化の継承を支援します。

市民や企業等の主な取組イメージ

目指す姿を実現するために市民や企業などに期待する取組のイメージを記載しています。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 文化芸術活動に積極的に参加します。
- 郷土の歴史や文化に興味・関心を持ち、理解を深めます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
芸術文化に親しむ機会が充実していると感じる市民の割合	主	27.3% R5(2023)	UP	①
郷土の歴史や文化財等に関心がある市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	②
各務原市美術展の来場者数 (年間)	客	1,595 人 R5(2023)	2,000 人	①
歴史セミナー等受講者数 (年間)	客	225 人 R5(2023)	270 人	②

■関連する主な計画

- ・各務原市教育ビジョン(各務原市教育振興基本計画)(2025～2029)
- ・各務原市の文化振興のあり方(2017～定めなし)

達成指標

計画期間における取組の達成状況を確認するため、代表的な指標を記載しています。

【主】…主観的指標
【客】…客観的指標

関連する主な計画

この施策に関連する主な個別計画を記載しています。

<用語>

- ※1 ワークショップ:もともとは仕事場、作業所、工房といった意味。まちづくりでは、一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のこと。
- ※2 公益財団法人かかみがはら未来文化財団:「文化を活かしたまちづくり」の推進に向けて、まちに関わるすべての人とともに各務原の文化を創造していくことを目的に設立された財団法人。
- ※3 埋蔵文化財:文化財のうち、集落跡や古墳などの土地に埋蔵されている遺跡や土器、石器などのこと。

用語

本文中の専門用語・外来語について説明しています。

5 前期基本計画

基本目標1

みんなが活躍する協働のまち《市民協働》

「自分たちでまちをつくる」という意識の下、一人ひとりが個性や力を発揮し、多様な主体がお互いを信頼し協力し合う、協働のまち、つながりのあるまちを目指します。

【1】市民協働

- ①対話によるまちづくり
- ②協働によるまちづくり
- ③まちづくりの担い手支援

【2】地域コミュニティ

- ①自治会の活性化
- ②地域活動への参加促進

基本目標1. みんなが活躍する協働のまち《市民協働》	
施策1. 市民協働	
目指す姿	● 市政や地域の課題を共有し、様々なアイデアや具体的な提言をもとに、市民、市民活動団体※1、企業、行政等が連携・協力しながらまちづくりを進めています。

■現状と課題

- あさけんポスト※2 や自治会・各種団体などとのまちづくりミーティング※3、各種審議会や市民ワークショップ※4、団体ヒアリング、アンケート調査、パブリックコメント※5 などを通して、市政に対する様々な意見や提言が寄せられています。社会経済情勢の変化とともに、市民ニーズや地域が抱える課題は多様化、複雑化していることから、市民との対話の機会の充実を図る必要があります。
- まちづくり活動のきっかけづくり、市民活動団体の活動支援やつながりづくりの促進など、まちづくり活動全般にわたる支援を行っています。協働によるまちづくりをより一層進めるため、「もっと、みんながつながる」きっかけを提供するなど、市民や市民活動団体を支援することや、民間企業、教育機関などとの連携が重要です。
- まちづくりの担い手を支援するための取組、地域で活動する団体のためのセミナーの開催などとともに、まちづくり支援相談員※6 がまちづくり活動団体に寄り添い、その活動を支援しています。市民活動や地域コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化に対応するため、次世代の担い手の育成や支援に努めるとともに、多くの市民がそうした活動に参加しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①対話によるまちづくり	● 若い世代や子育て世代を含め、幅広い年代層が参加・利用しやすい対話の機会を充実させ、市民のアイデアや意見を聴くとともに、その反映状況を市民と共有しながら、まちづくりを進めます。
②協働によるまちづくり	● 様々なまちづくり活動の情報を発信し、市民活動団体同士が結びつく機会の充実を図るなど、多様な主体の協働によるまちづくりを推進します。 ● 民間企業や教育機関などとの官民連携により、民間の活力を活用し、市民の満足度を向上させるまちづくりを推進します。
③まちづくりの担い手支援	● まちづくりの担い手を支援する取組や各種セミナーの開催、まちづくり支援相談員による支援を継続的に行い、新たな担い手を発掘、育成することで、地域で活躍する人材を支援するとともに、多くの市民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 市政に興味・関心を持ち、市への提案等を通して、市政に参加します。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
まちづくりに関わりたいと思っている市民の割合	主	24.0% R5(2023)	UP	① ② ③
市民のアイデアや意見が市政に反映されていると感じる市民の割合	主	17.0% R5(2023)	UP	① ② ③
まちづくりミーティング開催回数(累計)	客	146 回 R5(2023)	238 回	①
まちづくり活動助成金交付事業※ ⁷ 数(累計)	客	134 事業 R5(2023)	200 事業	②
まちづくり担い手育成支援事業※ ⁸ やまちづくり参加セミナー※ ⁹ の参加者数(累計)	客	922 人 R5(2023)	1,251 人	③

<用語>

- ※1 市民活動団体:地域の課題解決をするため、広く市民に開かれ、自主的かつ自発的に公益的な活動を行う団体。
- ※2 あさけんポスト:市民からの市政に対する幅広い考えを伺い、市民からの意見やアイデアを市政に反映させるための「市長への提案箱」制度。市内 28 か所に設置するポストのほか、郵送や e メール、FAX でも受け付ける。
- ※3 まちづくりミーティング:市民と市長が、まちづくりについて意見交換を行う懇談会。自治会や小さな子どもを持つ親、様々な活動や仕事に携わる団体などを広く対象とし、市内各地で開催。
- ※4 ワークショップ:もともとは仕事場、作業所、工房といった意味。まちづくりでは、一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のこと。
- ※5 パブリックコメント:国及び地方自治体が計画等を策定するにあたって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集する制度。
- ※6 まちづくり支援相談員:まちづくり活動に関する各種相談、助成金などに関する相談に応じる相談員。
- ※7 まちづくり活動助成金交付事業:NPO 法人や市民活動団体などが、自由な発想で主体的・積極的にまちづくりに取り組める環境づくりを推進するため、地域の課題解決を図る活動や事業に要する経費の一部を助成する事業。
- ※8 まちづくり担い手育成支援事業:次世代を担う若者が新たなまちづくりの担い手となるよう、体験型ワークショップを通してまちづくり活動に踏み出すきっかけや仲間づくりの場を創出する事業。
- ※9 まちづくり参加セミナー:市民活動団体が直面している課題や、関心のあるテーマについて学ぶセミナー。

基本目標1. みんなが活躍する協働のまち《市民協働》	
施策2. 地域コミュニティ	
目指す姿	● より多くの市民が、地域の一員として地域の活動や行事に積極的に参加し、交流を深めるなど、活気ある地域活動が展開されています。

■現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響などによる地域コミュニティの希薄化に伴い、様々な地域課題が顕在化し、市民ニーズも多様化しています。地域の「つながり」の中心的組織であり、協働によるまちづくりを進める上で重要な役割を担っている自治会は、役員の高齢化や担い手不足などの課題を抱えており、市民活動団体^{※1}との連携を含め、地域コミュニティが維持できるよう、支援していく必要があります。
- 少子高齢化、市民のライフスタイルや価値観の多様化、世代間の関係の希薄化などに伴い、地域活動への参加者は減少しています。地域の活性化を図るには、地域コミュニティの重要性や自治会、市民活動団体などの活動を周知し、地域活動への参加を働きかける必要があります。

■取組方針

取組方針	内 容
①自治会の活性化	● 市自治会連合会や各地区の自治会連合会と連携し、自治会への加入促進に努めます。 ● デジタルの活用などによる自治会活動の負担軽減に取り組むとともに、市民活動団体等とのマッチングを行うなど、自治会の維持・活性化に向けた取組を推進します。 ● 市と自治会のパイプ役であるエリア担当職員^{※2}により、地域の課題やニーズを的確に把握し、地域コミュニティに対するきめ細かな支援を行います。 ● 地域コミュニティの活動拠点となる自治会所有の集会施設の整備や改修等を支援します。
②地域活動への参加促進	● 地域コミュニティ活動の重要性や役割などを考える機会の提供や、自治会、地域の市民活動団体の活動を周知することなどにより、地域活動への参加を促進し、市民のコミュニティ意識の醸成と地域活動の活性化を支援します。 ● 創意工夫を活かした自主的な地域づくりを行えるよう、防災、防犯、環境美化、交通安全など、地域が一体となって取り組む様々な活動を多面的に支援します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- より多くの市民が地域の一員として、自主的、積極的に地域における活動に参加します。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
1年以内に地域の行事(お祭り、清掃、レクリエーションなど)に参加した市民の割合	主	42.4% R5(2023)	UP	①②
自治会加入世帯数	客	46,586 世帯 R6(2024)	46,586 世帯維持	①
まちづくり担い手マッチング事業 ※3 参加団体数(累計)	客	111 団体 R5(2023)	150 団体	②

<用語>

- ※1 市民活動団体:地域の課題解決をするため、広く市民に開かれ、自主的かつ自発的に公益的な活動を行う団体。
- ※2 エリア担当職員:地域と行政とのパイプ役として、地域課題の解決に向けた助言や情報提供などを行う職員。那加、稲羽・川島、鵜沼、蘇原の4地区に配置。
- ※3 まちづくり担い手マッチング事業:様々なテーマで活動している市民活動団体やクラブ・サークル、自治会、企業などが結びつききっかけをつくり、それぞれの得意なことやできることを提供しあうことで、地域の困りごとや課題などを地域で解決していく事業。

基本目標2

みんなで心豊かな子どもを育むまち《出産・子育て・教育》

地域社会全体で子どもを守り、子育て世代を支えることで、安心して子どもを産み、未来を担う子どもたちが学び、心豊かでたくましく成長することができるまちを目指します。

【1】子ども・子育て支援

- ①出会いの機会の創出
- ②妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
- ③地域ぐるみの子育て支援体制の強化
- ④子育てを学ぶ場の充実
- ⑤子ども・子育て家庭への支援の充実
- ⑥保育サービス・幼児教育の充実

【2】学校教育

- ①確かな学力の育成
- ②豊かな心と健やかな体の育成
- ③一人ひとりに寄り添うきめ細かな教育の推進
- ④地域資源を活用した教育の充実
- ⑤将来を見据えた学校施設の整備

【3】青少年健全育成

- ①青少年育成活動の推進
- ②家庭教育の支援
- ③体験学習の充実

基本目標2. みんなで心豊かな子どもを育むまち《出産・子育て・教育》	
施策1. 子ども・子育て支援	
目指す姿	● 結婚や出産に対する価値観や個人の選択が尊重されるとともに、結婚や出産を希望する市民が安心して結婚し、または、子どもを産み育てることができるまちになっています。 ● 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近に相談できる場所があり、様々なニーズに即した必要な支援が受けられることで、すべての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができています。 ● すべての子どもが、個人として尊重され、差別的取扱いを受けず、健やかに成長しています。

■現状と課題

- 結婚や出産についての価値観が多様化する中で、市民一人ひとりの希望が叶えられる社会の実現が求められています。
- 子どもを社会の中心に据え、子どもの最善の利益を優先することなど、こども基本法の基本理念に基づき、子ども施策を推進することが求められています。
- 社会経済情勢や市民のライフスタイルの変化に伴い、様々な悩みや不安を持つ妊婦や子育て世帯は少なくありません。また、あふれる情報に振り回され、子育てでつまずくリスクも高まっています。妊娠・出産・子育てについて気軽に相談できる切れ目のない支援体制が必要です。
- 少子化や核家族化の進行などにより、地域のつながりの希薄化が進み、子育てに不安や孤立感を覚える人が増えています。地域ボランティアとの交流や親子サロン※¹、子ども食堂※² など、身近な地域で子どもや子育て家庭が気軽に集うことのできる居場所づくりが必要です。
- 家庭は、子どもの発達や成長に大きな影響を与えます。また、子どもの成長をしっかりと支えるためには、親も子育てを通して成長していくことが重要です。核家族化、共働き世帯の増加などにより、身近な家族から子育てを学ぶ機会が少なくなっているため、乳幼児健診や各種子育て講座、子ども館での育児相談や交流を通して、親が育児の楽しさを実感し、子育ての正しい知識を得られるよう、継続した取組が必要です。
- 社会経済情勢の変化に伴い、家庭、子どもを取り巻く状況は大きく変化しており、世帯の状況や子どもの特性に応じたきめ細かな支援が求められています。
- 共働き世帯の増加などにより、放課後児童クラブ※³ を利用する児童は増加傾向にあり、待機児童を発生させない環境づくりに取り組む必要があります。
- 保育ニーズの高まりや国による保育所の利用要件の緩和などを背景として、特に3歳未満児の保育所利用者の増加が見込まれます。また、発達面で支援を要する子どもや、医療的ケアを必要とする子ども※⁴ の受け入れなど、多様な保育サービスの充実に努める必要があります。

■取組方針

取組方針	内 容
①出会いの機会の創出	● 県、民間企業・団体などと連携し、結婚を希望する若い世代への出会いの機会の提供やその情報発信を行います。
②妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援	● すべての妊産婦や子ども、子育て家庭に対して、母子保健と児童福祉の一体的・包括的な相談支援体制の充実・強化を図ります。 ● 将来の妊娠のための健康管理を促す「プレコンセプションケア※5」を普及啓発し、若い世代が将来の妊娠や体の変化に備えて自分の健康に向き合えるよう、支援します。
③地域ぐるみの子育て支援体制の強化	● 子どもや子育て家庭が、身近な地域で安心できる居場所づくりを推進するため、親子サロン、子育てサークル、子ども食堂など、地域と親子の交流に資する拠点の運営を支援します。 ● ファミリー・サポート・センター※6、地域の子育てボランティアやNPO※7などの担い手の発掘やその育成に努め、地域ぐるみの子育て家庭の見守りや交流を推進します。 ● 子ども会などと連携し、子どもたちが自分の住む地域でのつながりを深めることができるよう、子どもたちの自治会活動や自治会イベントへの参加促進に努めます。
④子育てを学ぶ場の充実	● 「子育てが楽しい」と思えるよう、乳幼児健診や子育て講演会、各種講座などの機会を充実し、子育てに関する正しい知識や情報を提供することで、子育て家庭の育児力の向上を図ります。 ● 親子のふれあい、子育て親子の交流、育児相談、様々な講座・行事を行うとともに、地域と子育て親子のつながりの場となるよう、子ども館の運営の充実を図ります。
⑤子ども・子育て家庭への支援の充実	● 子どもに関わる施策の検討にあたっては、子どもの意見表明や社会活動への参画の機会を確保するとともに、意見の尊重や最善の利益を優先して考慮することに努めます。 ● ひとり親家庭、生活に困窮する家庭、障がいや配慮が必要な子どもを持つ家庭など、その家庭の状況に応じて適切な支援を行うとともに、各種支援制度の普及啓発を図ります。 ● 学校と連携し、利用しやすい放課後児童クラブの運営に努め、児童の健全な育成と子育て家庭を支援します。
⑥保育サービス・幼児教育の充実	● 大学等と連携した就職説明会の開催や実習の実施など、保育士を目指す方への支援や、結婚や子育て等を理由に離職した保育士の復職支援、働きやすきやりがいのある職場環境づくりなど、保育士の確保・定着に取り組みます。 ● 多様化する保育ニーズに基づき、延長保育、病児・病後児保育、「こども誰でも通園制度※8」の実施などの保育サービスの充実に努めます。 ● 保育所や幼稚園、療育※9 機関、保健・医療機関と連携し、発達面で支援を要する子どもや医療的ケアを必要とする子ども、その家族に寄り添った支援体制を整備します。 ● 市内の保育環境の充実に図るため、計画的な公立保育所の維持管理を行うとともに、保育ニーズを踏まえた民間事業者の保育施設の整備を支援します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 子どもたちを温かく見守り、地域ぐるみで子育てに取り組めます。
- 多様な働き方や妊娠・出産・子育てできる環境・制度の整備に努めます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
出会いの機会があると感じる市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	①
この地域で、子育てをしていきたいと思う市民の割合	主	92.0% R4(2022)	UP	② ③ ④ ⑤ ⑥
婚姻率 (人口千人当たりの婚姻件数)	客	8.9% R4(2022)	9.5%	①
4か月健康診査未受診対応率 (年間)	客	100% R4(2022)	100%維持	②
子育てボランティア参加人数 (子ども館・年間)	客	928 人 R5(2023)	950 人	③
ファミリー・サポート・センター会員数(累計)	客	419 人 R5(2023)	430 人	③
子育て講座の参加者数 (年間)	客	384 人 R5(2023)	395 人	④
放課後児童クラブ待機児童数 (累計)	客	0 人 R5(2023)	0 人維持	⑤
保育所等利用待機児童数 (累計)	客	0 人 R5(2023)	0 人維持	⑥

■関連する主な計画

- ・子どものみらい応援プラン(各務原市子ども・子育て支援事業計画)(2025～2029)
- ・かかみがはら男女共同参画プラン(2025～2029)
- ・各務原市障がい者スマイルプラン
(障がい者計画(2021～2026)、障がい福祉計画(2024～2026)、障がい児福祉計画(2024～2026))

<用語>

- ※1 親子サロン:特に幼稚園・保育所へ就園前の子育て親子と、子育て OB などの市民が、地域の場所で時間を共有することにより、育児の負担感の軽減や地域のつながりづくりを促進する活動。
- ※2 子ども食堂:地域の子どもたちを対象に無償または低額な料金での食事提供を通した居場所づくりや地域住民の交流の場となる活動。
- ※3 放課後児童クラブ:保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。
- ※4 医療的ケアを必要とする子ども:生活する中で、たんの吸引や経管栄養(チューブによる栄養剤の注入)等の医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。
- ※5 プレコンセプションケア(妊娠前からのケア):妊娠・出産・育児の意思の有無に関わらず、より早い年齢からの健康行動が影響するため、できるだけ早い時期から広く若者に対しての知識提供と意思決定の支援を行うこと。
- ※6 ファミリー・サポート・センター:育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できるサポート会員による有償の相互援助活動のこと。
- ※7 NPO:「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。
- ※8 こども誰でも通園制度:親の就労などの要件を満たしていなくても、0歳6か月から 2 歳の未就園児が定期的に保育施設へ通える制度。
- ※9 療育:障がいのある子どもが、機能を高め、社会的に自立した生活を送れるようにするための医療と保育。

基本目標2. みんなで心豊かな子どもを育むまち《出産・子育て・教育》	
施策2. 学校教育	
目指す姿	● 児童生徒一人ひとりが学び、活動する喜びを実感することができ、確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体が育まれています。 ● 児童生徒一人ひとりに応じた教育を安心して受けることができ、社会的に自立するための力が育まれています。 ● 地域の人材や施設等の様々な地域資源を活かして、子どもたちの多様な見方や考え方が育まれています。また、学校や地域への愛着や誇りが育まれています。

■現状と課題

- 社会経済情勢の変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、児童生徒のたくましく生き抜く力や可能性を引き出すためには、確かな学力の育成や新しい学習スタイルの創造にさらに取り組む必要があります。
- 児童生徒の生活習慣や食生活が変化する中、学校における健康教育や食育^{※1}の重要性が高まっており、児童生徒の健やかな体づくりを進める必要があります。
- 道德教育を推進する中で、子どもたちのボランティア精神の育成に取り組むとともに、社会の一員としての自覚や誇り、郷土愛を育むことが必要です。
- 少子化、核家族化、デジタル化、市民の価値観の多様化などを背景として、人間関係の希薄化が進み、子どもたちが置かれている環境は大きく変化しています。学校に行きづらさを感じている子どもや障がいのある子ども、外国人の子どもなど、一人ひとりの状況やニーズに応じたきめ細かな支援を積極的に行っていくことが求められています。
- どのような状況でも、子どもたちが心豊かにたくましく生き抜いていけるよう、家庭・地域・学校が連携し、子どもや学校の状況に応じた特色ある教育活動の推進に努めています。さらに、人間関係の希薄化が進む中、地域全体で子どもを育む意識を醸成し、家庭・地域・学校の連携を一層強化する必要があります。
- 少子化が進行する中、子どもたちが希望するスポーツや文化活動に親しむ機会を確保するとともに、より質の高い指導を受けることができる環境を整える必要があります。
- 学校は、すべての子どもにとって安心して楽しく学ぶことができる場であり、居場所としての機能を担うことが求められています。その一方で、人口減少・少子化、学校施設の老朽化が進む中、学校の適正規模・適正配置^{※2}を考慮し、将来を見据えた教育環境の整備が必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①確かな学力の育成	● 児童生徒の学力向上や身辺自立などを指導・支援する夢づくり講師※³ やKET（各務原英語指導助手）※⁴ 等を効果的に活用し、教科の専門性を活かした指導の推進と学習の改善を図ります。 ● 教職員の指導力の向上やICT※⁵ の効果的な活用も含め、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善を図ります。
②豊かな心と健やかな体の育成	● よりよく生きるために必要な資質・能力を備えた子どもを育成する道徳教育を推進します。 ● 学校内外における児童生徒のボランティア活動を奨励します。 ● 子どもが健康に関する正しい知識や望ましい生活習慣を身につけるため、保健教育と保健管理の充実を図ります。 ● 児童生徒の体力向上のため、体育授業の充実や運動の日常化を推進します。 ● 子どもたちに安全で栄養バランスの取れたおいしい給食を提供するとともに、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校における食育を推進します。
③一人ひとりに寄り添うきめ細かな教育の推進	● 「かかみがはら支援学校」や「教育支援センター※⁶」等、配慮を要する児童生徒への教育を充実し、安心して過ごせる居場所づくりと社会的自立を支援します。 ● 小中学校においては、学校や地域の実情に応じ、一人ひとりに寄り添った特色ある教育を実施します。 ● 幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校の円滑な接続を図り、配慮や支援が必要な子ども一人ひとりに寄り添った、切れ目のない支援を推進します。
④地域資源を活用した教育の充実	● 家庭・地域・学校が協働しながら、地域とともにある学校づくりを進める、コミュニティ・スクール※⁷ を推進するとともに、「かかみがはら寺子屋事業※⁸」や「通学路見まもり隊※⁹」などの地域の人材を活用した事業を通し、地元への愛着や誇りを育みます。 ● 地域の多様な人材の育成や子どもの将来の夢へとつながる、「地育地就※¹⁰」に向けて、市内企業などと連携し、キャリア教育※¹¹ の充実を図ります。 ● 中学校部活動の地域移行※¹² に伴い、関係団体や地域と連携し、指導者や活動場所の確保など、地域における適切な運営体制の整備を図ります。
⑤将来を見据えた学校施設の整備	● 学校建替基本方針で定める学校施設のあり方や基本的な整備方針に基づき、統合や義務教育学校の設置を含め、個別の学校の建替えに向けて検討します。 ● 学校の施設設備の適正な維持管理を図り、より良い教育環境を維持するとともに、学校の建替えに伴い、学校給食調理場と学校プールのあり方を検討します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 学校と連携し、地域ぐるみで児童生徒の健全な成長を育みます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
将来の夢や目標があると答える児童生徒の割合	主	67.7% R5(2023)	UP	① ② ④
「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	主	82.0% R5(2023)	UP	②③
教科担任制を実施している割合 ※13	客	64.3% R5(2023)	68.0%	①
全国統一基準の体力テストにおいて高評価を得た児童生徒の割合	客	小 28.6% 中 50.7% R5(2023)	小 35.0% 中 52.0%	②
90日以上欠席している児童生徒のうち、教育支援センターを利用した人数の割合	客	18.9% R5(2023)	20.0%	③
コミュニティ・スクールに関わる活動に参加したことがある市民の人数(累計)	客	500 人 R5(2023)	600 人	④

■関連する主な計画

- ・各務原市教育ビジョン(各務原市教育振興基本計画)(2025～2029)
- ・各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画(2020～定めなし)

<用語>

- ※1 食育:生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
- ※2 学校の適正規模・適正配置:子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、学校規模と学校配置を一体のものとして検討し、小規模校や大規模校の学校規模の適正化を図り、教育上・学校運営上の諸問題を解消するための取組。
- ※3 夢づくり講師:児童生徒の学力向上と身の自立及び社会参加を支援することを目的とした、市が任用している講師のこと。
- ※4 KET(各務原英語指導助手):「Kakamigahara English Teacher」の略。英語を第一言語として英語を正確かつ適切に運用できる語学力を備えている者。小中学校において、英語教育をより一層推進し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を養うために担当教員の指導のもと英語教育をサポートしている。
- ※5 ICT:「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略。IT(情報技術)に、コミュニケーション(通信、意思疎通)の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること。
- ※6 教育支援センター:不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会等が、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行うことを目的に設置した施設。
- ※7 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度):学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。
- ※8 かかみがはら寺子屋事業:子どもたちの将来の夢や郷土愛を育むため、市内の様々な分野で活躍する人材や企業、誇るべき施設や歴史遺産などの地域資源等を活用して子どもたちを育成する体験型の事業。学校教育課、商工振興課、福祉政策課、文化財課等、多くの課が実施している。
- ※9 通学路見まもり隊:「できるときに、できることを、たのしみながら」を合言葉に、地域の方が小中学生の登下校時に子どもたちの見守り活動を実施している。黄色いジャンパーが目印。子どもたちとのあいさつや声かけを通して、豊かな人間関係を築きながら、安全安心な地域づくりに寄与している。各務原市青少年育成市民会議の活動の一つ。
- ※10 地育地就:地域で学んだ若者が地元の企業などに就職し、地域の経済や地場産業の発展に寄与すること。
- ※11 キャリア教育:児童生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てる教育のこと。
- ※12 中学校部活動の地域移行:これまで中学校の教員が担ってきた部活動の指導を、地域のクラブ・団体などに移行すること。
- ※13 教科担任制を実施している割合:(市内小学校における教科担任制を実施している教科数)／(市内小学校の全学級数×教科数)×100

基本目標2. みんなで心豊かな子どもを育むまち《出産・子育て・教育》

施策3. 青少年健全育成

目指す姿	● 家庭や地域で青少年の健全育成に関わる活動が活発に行われ、子どもたちが健やかに育っています。 ● 子どもたちの人間的な成長に欠かすことのできない機会として、その創造性を育む様々な自然体験や社会体験ができる環境が整っています。
------	---

■現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地域のつながりの希薄化が進み、地域における青少年育成活動の減少やその担い手不足が懸念されています。
- スマートフォンやSNS^{※1}の普及により、児童生徒が様々なネットトラブルに巻き込まれる事例が増加していることから、情報モラル^{※2}とマナーの向上を図る必要があります。
- 核家族化や共働き家庭の増加など、家庭環境の変化や地域のつながりの希薄化などにより、保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立しやすい状態にあることから、親同士の交流や子育てについて学ぶことができる場・機会の確保が必要です。
- 気づき(発見)から探求へとつながられるよう、少年自然の家などで、子どもたちの体験活動の機会を提供しています。学校や団体の利用においては、参加者と体験活動の目的や目標を共有し、充実した体験活動となるよう、努めることが重要です。

■取組方針

取組方針	内 容
① 青少年育成活動の推進	● 青少年の非行防止や健全育成を図るため、補導委員^{※3}と連携し、地域に密着した補導活動を推進します。 ● 地域で子どもたちを守り育てるため、青少年育成市民会議^{※4}や子ども会育成協議会^{※5}の活動を支援します。 ● 子どもたちが地域の大人とつながり、その社会性を育むため、放課後子ども教室^{※6}を運営します。また、地域活動団体等の主体的な参画を促進するなど、その担い手の確保に努めます。 ● 学校、PTA、家庭が連携し、児童生徒や保護者の情報モラル・マナーの育成を推進します。
② 家庭教育の支援	● 親同士の交流や学びの場を確保するため、小中学校、幼稚園、保育所の「子育て広場^{※7}」(家庭教育学級)の開催を支援します。 ● 家庭教育に関する研修会(子育て講座・子育て講演会・親子講座)の充実を図ります。
③ 体験学習の充実	● 各務原の地域資源を活用した自然体験学習や社会体験学習の充実を図ります。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 地域行事や体験活動に参加し、家庭や地域で健全な成長を育みます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
地域ぐるみで青少年の健全育成が行われていると感じる市民の割合	主	47.0% R5(2023)	UP	① ② ③
ふれコミ隊※ ⁸ 加入者率(年間)	客	7.6% R5(2023)	8.0%	①
子育て広場参加者数(年間)	客	14,005 人 R5(2023)	14,000 人維持	②
体験活動への参加率(年間)	客	67.0% R5(2023)	70.0%	③

■関連する主な計画

・各務原市教育ビジョン(各務原市教育振興基本計画)(2025～2029)

<用語>

- ※1 SNS:「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービス。
- ※2 情報モラル:情報社会で適正な活動を行うためのもとになる考え方と態度のこと。
- ※3 補導委員:青少年の健全育成を目的として、155 人の補導委員が学校や地域・警察などと連携を図り、青少年との触れあい、非行や問題行動の未然防止を目的とした「愛の声かけ」を中心に補導活動を展開している。
- ※4 青少年育成市民会議:「家族や地域の絆を深め、地域の子は地域で守り育てる」という視点から、青少年が地域の人々とふれあい、安心して生活できる地域づくりを推進するための組織。各務原市では昭和 43 年に設立され、各小学校区に組織されている。
- ※5 子ども会育成協議会:子ども会は、地域を基盤とした異年齢の子どもたちが遊びや体験などの活動を行う中で、健やかな成長発達を促すとともに、「子どもの夢」と「生きる力」を育む活動集団である。各務原市子ども会育成協議会は、市内各地域における子ども会活動の一層の発展をはかるため、各校区・単位子ども会相互の連絡と安全活動の促進を目的として活動している。
- ※6 放課後子ども教室:小学校の放課後を活用し、地域の方々の協力を得て、心豊かでたくましい子どもたちを社会全体で育てることを目的として、小学校区ごとにさまざまな遊びや軽スポーツ・文化活動を行っている。
- ※7 子育て広場:親が子どもの心身の発達上の課題などを学び、親の役割や家庭のあり方を再認識するなど家庭教育に関する重要な学習機会である。
- ※8 ふれコミ隊:「ふれコミ」は「ふれあいコミュニティ」の略。主に中学生が清掃活動や地域のイベントの運営などを通して、仲間や地域の人たちと一緒に活動し、人と人とのふれあいを深めていくことを目的に、平成元(1989)年に発足。

基本目標3

みんなが輝き彩りのあるまち《文化・スポーツ・生涯学習》

文化芸術、スポーツ、学びを通して個性や可能性を広げ、また、年齢や性別、国籍などに関係なく、人権や多様性を尊重し、一人ひとりが自分らしく輝くまちを目指します。

【1】人権・平和

- ①人権・平和の尊重
- ②男女共同参画の推進
- ③多文化共生の推進

【2】文化芸術

- ①文化芸術活動の充実
- ②文化財等の保存と活用

【3】スポーツ

- ①スポーツ機会の創出
- ②地域スポーツ活動の推進
- ③スポーツ施設の充実
- ④ホッケーの推進

【4】生涯学習

- ①多様な生涯学習機会の創出
- ②学びの成果の活用
- ③学びの場となる施設の整備
- ④図書館サービスの充実

基本目標3. みんなが輝き彩りのあるまち《文化・スポーツ・生涯学習》	
施策1. 人権・平和	
目指す姿	● 市民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、人間としての尊厳を持って暮らすことができる共生と平和のまちづくりが実現しています。 ● すべての市民が互いの文化や多様な価値観を認めあい、誰もが住みやすいまちが実現しています。

■現状と課題

- 「各務原市人権施策推進指針」に基づき、人権に関する意識啓発と人権教育を実施し、人権尊重意識の高揚を図っています。市民意識調査の結果では、市民に人権意識が浸透してきていると考えられますが、DV^{※1} やハラスメント^{※2} などを含め、様々な人権侵害が日常的に発生する中、人権課題によっては、市民の意識の希薄化が懸念されています。
- 社会経済情勢や市民のライフスタイルなどが変化する中で、多様な価値観や個性を認めあい、誰もが自分らしく生きることができるまちの実現が求められています。
- 戦争体験者の高齢化が進み、戦争を知らない世代が増加しています。戦争の悲惨な記憶を風化させないために、若い世代をはじめ幅広い世代の平和意識の普及啓発に継続して取り組む必要があります。
- 「かかみがはら男女共同参画プラン」に基づき、男女がともに輝く都市の実現に向けた取組を推進していますが、女性の社会進出や固定観念の解消など、依然として社会全体が変わるまでには至っていないことが課題です。女性が活躍できる社会の実現を目指して、性別による役割分担意識の解消や、仕事と家庭の両立を促進する取組が求められています。
- コロナ禍以降、外国人市民^{※3} の人口が増加しています。長期滞在、定住化の傾向を踏まえ、外国人市民が安心して生活できるまちづくりを推進するため、日本人市民と外国人市民が互いの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存共栄を図る「多文化共生^{※4}」の実現が必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①人権・平和の尊重	● 市民が様々な人権問題に対して正しい知識と理解を深めるため、個別の人権問題の現状や課題を的確に把握し、継続的な人権意識の普及啓発と人権教育を推進します。 ● 性的指向及びジェンダーアイデンティティ※⁵の多様性の理解を深めるとともに、知識の着実な普及、相談体制の整備に努めます。 ● 「各務原市平和の日を定める条例※⁶」や「平和都市宣言※⁷」の趣旨に基づき、各務原空襲や戦争を記録した資料の展示などの啓発事業を通して、市民の平和意識の高揚を図り、平和の理念を後世にいつまでも継承します。
②男女共同参画の推進	● 社会における固定的な性別役割分担意識を無くし、市民が様々な場面で男女共同参画意識に基づいた行動が実践できるよう、普及啓発を図ります。 ● あらゆる分野、場面の意思決定において、多様な意思が反映されるよう、女性の参画拡大を推進します。 ● セミナーや相談会を開催することで、家庭内の男女共同参画の実現に向けた普及啓発を図り、女性の活躍を推進します。 ● 関係機関と連携し、DVの被害者やその家族を適切に支援するとともに、DV・性暴力被害相談窓口など相談体制の普及啓発を図ります。
③多文化共生の推進	● 多文化共生に関する講演会やイベントなどの交流を育む機会など、多くの外国人市民が日本の生活に馴染み、各務原国際協会と連携し、日本人市民と外国人市民がお互いを理解しあう機会を創出します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 因習や固定観念にとらわれず、多様性を認めあい、お互いを尊重します。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
人権を尊重しあえていると感じる市民の割合	主	66.5% R5(2023)	UP	①②
外国人市民に対する親しみを感じる市民の割合	主	19.2% R4(2022)	UP	③
人権啓発事業への参加者数 (累計)	客	2,111 人 R5(2023)	10,000 人	①
各種委員会・審議会での女性登用率	客	33.0% R5(2023)	50.0%	②
多文化共生事業参加者数 (年間)	客	1,964 人 R5(2023)	2,400 人	③

■関連する主な計画

- ・各務原市人権施策推進指針(2022～2026)
- ・かかみがはら男女共同参画プラン(2025～2029)
- ・各務原市多文化共生推進プラン(2023～2029)

<用語>

- ※1 DV(ドメスティック・バイオレンス):「Domestic Violence」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。
- ※2 ハラスメント:人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為。パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等がある。
- ※3 外国人市民:外国籍の市民だけでなく、日本国籍であっても外国につながりのある人(国際結婚により生まれた人、日本国籍を取得した人等)も含む。
- ※4 多文化共生:国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員としてともに生きて行くこと。
- ※5 ジェンダーアイデンティティ:自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すもの。
- ※6 各務原市平和の日を定める条例:薄れていく戦争の悲惨さを顧み、平和の尊さを後世に伝えるため、各務原空襲のあった6月22日を「平和の日」と定め、平和の誓いを新たにするもの。
- ※7 平和都市宣言:すべての核兵器と戦争をなくすことを訴え、世界の人々とともに真の恒久平和が達成されることを願い宣言したもの。平成2年第5回市議会定例会において、全会一致で可決。

基本目標 3. みんなが輝き彩りのあるまち《文化・スポーツ・生涯学習》

施策 2. 文化芸術

目指す姿	● 市民が文化芸術活動に親しみ、気軽に体験・参加できる環境が整備され、街中や市民生活に文化芸術が溶け込んで、市民の心にゆとりや豊かさ、活力をもたらしています。 ● 文化財や歴史資料が適切に保存・継承され、市民が郷土へ愛着や誇りを抱くとともに、人づくりや地域づくりなどに活用されています。
------	---

■現状と課題

- 社会経済情勢や市民のライフスタイルなどが変化する中、市民生活と文化芸術のつながりが希薄化しています。また、文化芸術活動の担い手不足や活動の停滞が課題となっています。
- 市民や小中学生を対象とした講座やワークショップ※¹などの開催により、郷土の歴史や文化財について学ぶ機会を確保していますが、少子高齢化の進行や市民のライフスタイルなどの変化により、文化財の保存や伝統文化の継承が難しくなっています。
- 文化財や歴史資料の適正な管理と活用を推進するため、専門的な知識や技術を持つ人材の確保に努める必要があります。

■取組方針

取組方針	内 容
①文化芸術活動の充実	● 公益財団法人かかみがはら未来文化財団※²と連携し、あらゆる世代の市民が、気軽に参加でき、興味や好奇心を抱く事業や「本物」の文化芸術に触れる事業を推進します。 ● 文化財団、学校、地域と連携し、子どもたちが、優れた文化芸術を鑑賞し、参加体験できる機会や、文化芸術活動の成果を発表する機会を創出します。
②文化財等の保存と活用	● 文化財や歴史資料の適正な管理と調査研究を行うとともに、専門職員の人材確保に努めます。 ● 村国座や坊の塚古墳などの文化財の公開、体験講座、埋蔵文化財※³発掘調査現場の見学会などの開催により、文化財等の普及啓発を図ります。 ● 学校教育との連携やデジタル技術の活用により、子どもをはじめとする多くの市民が、郷土の歴史や文化財に気軽に触れ、学習できる機会の創出に努めます。 ● 地域に残る伝統文化の継承を支援します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 文化芸術活動に積極的に参加します。
- 郷土の歴史や文化に興味・関心を持ち、理解を深めます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
芸術文化に親しむ機会が充実していると感じる市民の割合	主	27.3% R5(2023)	UP	①
郷土の歴史や文化財等に関心がある市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	②
各務原市美術展の来場者数 (年間)	客	1,595 人 R5(2023)	2,000 人	①
歴史セミナー等受講者数 (年間)	客	225 人 R5(2023)	270 人	②

■関連する主な計画

- ・各務原市教育ビジョン(各務原市教育振興基本計画)(2025～2029)
- ・各務原市の文化振興のあり方(2017～定めなし)

<用語>

- ※1 ワークショップ:もともとは仕事場、作業所、工房といった意味。まちづくりでは、一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のこと。
- ※2 公益財団法人かかみがはら未来文化財団:「文化を活かしたまちづくり」の推進に向けて、まちに関わるすべての人とともに各務原の文化を創造していくことを目的に設立された財団法人。
- ※3 埋蔵文化財:文化財のうち、集落跡や古墳などの土地に埋蔵されている遺跡や土器、石器などのこと。

基本目標3. みんなが輝き彩りのあるまち《文化・スポーツ・生涯学習》	
施策3. スポーツ	
目指す姿	● 生涯スポーツ普及のための機会が充実し、すべての市民が日常的にスポーツに親しみ、心身ともに健康に暮らすまちとなっています。 ● 地域のスポーツ団体やボランティア等に支えられ、市内のスポーツ活動が一層活性化しています。 ● 市民の多様なニーズに対応したスポーツ施設が身近に整備されており、安全かつ快適にスポーツや健康づくりに親しんでいます。 ● 「ホッケー王国かかみがはら」として、ホッケー競技のさらなるレベルアップが図られています。

■現状と課題

- 市民がスポーツに親しむ機会として、各種スポーツイベントなどを開催していますが、参加者の年齢層に偏りがあるため、より多様なスポーツや健康増進に資する機会を創出することで、多くの市民にスポーツに対する関心や意識の高揚を図ることが必要です。
- 各務原市スポーツ協会、各務原市スポーツ少年団、各務原市スポーツ推進委員会※¹、各小学校区体育振興会※²などの各種スポーツ団体では、指導者不足や役員の高齢化が課題となっています。また、中学校部活動の地域移行※³に伴い、地域における指導者不足も懸念されることから、早急に指導者の育成・確保に努める必要があります。
- 市民が身近な場所でスポーツを楽しむことができるよう、市内には様々な競技に対応したスポーツ施設が設置されていますが、一部の競技においては公式競技の環境が整えられていません。また、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる管理運営や、施設の老朽化対策として、計画的な施設設備の改修など、適切な維持管理に努める必要があります。
- ホッケーは、本市の誇りであり、その競技レベルは全国トップレベルです。国際大会などの誘致や子ども向けのホッケー講習会の開催などを通して、ホッケーの普及啓発やホッケー人口の拡大に努めていますが、愛知・名古屋2026アジア競技大会※⁴を契機に、「ホッケー王国かかみがはら」として、さらなるホッケーの推進を図ることが必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①スポーツ機会の創出	● スポーツ協会などの関係団体と連携し、子どもから高齢者まであらゆる世代が、健康・体力づくりやスポーツを体験し、その楽しさを実感できる機会の創出や充実を図ります。 ● 新総合体育館・総合運動防災公園の完成を見据え、プロスポーツチームやトッププレイヤーの競技を観戦する機会を創出するための大会誘致、全国大会や国際大会を契機とした競技レベルの向上、競技人口の拡充に向けた取組を行います。
②地域スポーツ活動の推進	● 自治会やスポーツ推進委員会、体育振興会、スポーツ少年団などの関係団体間の連携を支援し、スポーツで地域や世代間がつながる機会を創出します。 ● スポーツ活動の担い手であるスポーツ指導者やスポーツ少年団等の指導者の養成を支援します。
③スポーツ施設の充実	● 誰もが快適に使用でき、スポーツや健康づくりを楽しむとともに、新たなにぎわいや防災の拠点となる新総合体育館・総合運動防災公園の整備を推進します。 ● 市民ニーズの高まりや多様性に対応するとともに、誰もが安全にスポーツを行うことができる環境を整えるため、計画的に施設の維持改修等を行い、施設の長寿命化と利便性の向上を図ります。
④ホッケーの推進	● 各務原市ホッケー協会と連携し、子どもたちがホッケーに触れ、ホッケーの楽しさを知る機会を創出するなど、ホッケー人口の拡大を図ります。 ● 次世代を担う選手、世界で活躍できるトップレベルの選手を育成するため、全国大会や国際大会の誘致と開催を支援するとともに、市民とプロ選手が交流できる機会を創出します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 日常的にスポーツに親しみ、イベントに参加します。
- ホッケーの大会を観戦・応援します。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
日常的に運動を行っている市民の割合(スポーツ実施率※5)	主	42.9% R5(2023)	UP	①
スポーツと健康づくりを推進するまちと感じる市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	②
気軽にスポーツに親しめるスポーツ施設があると感じる市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	③
「ホッケー王国かかみがはら」のイメージを持っている市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	④
各種スポーツスクール参加者数(年間)	客	394 人 R5(2023)	520 人	①
市民スポーツ大会※6 参加者数(年間)	客	4,754 人 R5(2023)	5,500 人	②
スポーツ施設利用者延べ人数(年間)	客	720,263 人 R5(2023)	820,000 人	③
ホッケー講習会の参加者数(年間)	客	153 人 R5(2023)	175 人	④

■関連する主な計画

- ・各務原市教育ビジョン(各務原市教育振興基本計画)(2025～2029)
- ・各務原市スポーツ推進計画(2025～2034)

<用語>

- ※1 スポーツ推進委員会:スポーツ基本法第 32 条により委嘱される非常勤の公務員。「スポーツげんき祭」、「かかみがはら DE ウオーキング」などの運営協力や、軽スポーツの普及指導を目的とした「軽スポーツ交流会」の開催などを行っている。各小学校区に 2 名ずつ配置。
- ※2 体育振興会:各自治会から選出された「体育委員」を構成員とする、小学校区単位の組織。
- ※3 中学校部活動の地域移行:これまで中学校の教員が担ってきた部活動の指導を、地域のクラブ・団体などに移行すること。
- ※4 愛知・名古屋2026アジア競技大会:4 年に 1 度開催されるアジア最大のスポーツの祭典。愛知・名古屋大会は、2026 年 9 月 19 日～10 月 4 日の期間で開催される。
- ※5 スポーツ実施率:週に 1 日以上運動・スポーツを実施する成人の割合。
- ※6 市民スポーツ大会:広く市民の間にスポーツの振興を図り、アマチュアスポーツ精神を高揚し、市民の健康増進と体力向上を図ることを目的として、毎年5月下旬に開催している。

基本目標3. みんなが輝き彩りのあるまち《文化・スポーツ・生涯学習》	
施策4. 生涯学習	
目指す姿	● 多様な学びの機会があり、豊かで活力ある生活を送れる生涯学習の機会が提供されています。 ● 市民や様々な団体が学びを通してつながりあい、学びの成果を地域や社会の中で活用し、持続的な学びと活動の循環ができています。 ● 文化の拠点施設や生涯学習施設を快適かつ安全安心に利用できるよう、計画的かつ適切に整備しています。 ● 図書館が幅広い学びの情報拠点として市民の知的好奇心や多様化したニーズに対応した学びを提供しています。

■現状と課題

- 生涯学習講座の充実を図っている一方で、各講座の参加者層に偏りがあることが課題となっています。従来の趣味娯楽や余暇を楽しむ生涯学習に加え、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化、デジタル技術の急速な進展などを背景に、市民ニーズに応じて、生涯学習活動に参加しやすい環境の整備が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響や少子高齢化の進行により、クラブ・サークル数やその活動参加者が減少しています。より豊かで充実した生活を送るため、生涯学習が日常生活の中に位置づけられるとともに、その成果を発表できる機会を充実するなど、地域に還元できる取組を進めることが重要です。
- 市民の生涯学習活動の拠点となる文化会館や公民館などの社会教育施設について、誰もが安全かつ気軽に利用でき、市民の生涯学習活動を支えられるよう、施設の長寿命化や計画的な改修を行う必要があります。
- 図書館では、計画的な図書・資料の収集や各種イベント・講座の開催などによる本の魅力発信、読書バリアフリーに向けた取組などにより、市民の図書館利用と読書活動の促進に努めていますが、少子超高齢化が進展する中で、多種多様な市民ニーズに応えられる幅広いサービスが求められています。

■取組方針

取組方針	内 容
①多様な生涯学習 機会の創出	● 多様な世代が生涯学習に親しむきっかけづくりとして、各世代のニーズを的確に捉えた講座内容の充実や、若者、子育て世代などが参加しやすい平日夜間や土曜・日曜開催の講座の充実を図ります。 ● 生涯学習講座の情報発信を強化します。
②学びの成果の 活用	● 行政や登録講師による講座やクラブ・サークルによる活動など地域に活かされる事業を積極的に展開します。市民に対しては地域活動への参加のきっかけづくりを、登録講師やクラブ・サークルにとっては学びや活動の発信により、地域に必要とされる喜びや生きがいを創出し、学習活動の好循環を目指します。
③学びの場となる 施設の整備	● 学びやその成果を発表する拠点施設、図書館施設において、快適な施設環境を維持するため、計画的な設備更新や修繕等を行います。
④図書館サービスの 充実	● 乳幼児から高齢者までのあらゆる年齢層や、障がい者、外国人などが来館できるサービスを充実し、誰もが読書に親しむことができる図書館環境を提供します。 ● 多種多様なニーズに対応した図書や資料などの収集、移動図書館やかかみがはら電子図書館※¹の運用など、市民が必要とする情報を入手しやすい環境づくりや、本との出会いや学ぶ楽しさを啓発し、本の魅力を発信する企画展やイベントの充実に努めます。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 講座やイベントに積極的に参加し、仲間づくりから地域のつながりを深めます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
生涯学習講座の内容に満足した参加者の割合	主	93.8% R5(2023)	UP	①
出前講座事業に満足した団体の割合	主	新規設定 R7 利用団体アンケート調査で測る	UP	②
気軽に生涯学習に親しめる施設があると感じる市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	③
図書館資料が充実していると感じる市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	④
長期講座を夜間や土日に 25.0%以上開催したライフデザインセンターの数	客	2 館 R5(2023)	4 館	①
出前講座の開催数(年間)	客	174 件 R5(2023)	200 件	②
ライフデザインセンターの利用者数(年間)	客	111,016 人 R5(2023)	120,000 人	③
市内の図書館利用登録率	客	32.7% R5(2023)	33.2%	④

■関連する主な計画

- ・各務原市教育ビジョン(各務原市教育振興基本計画)(2025～2029)
- ・各務原市の文化振興のあり方(2017～定めなし)
- ・各務原市子どもの読書活動推進計画(2023～2027)

<用語>

- ※1 かかみがはら電子図書館:デジタル化した図書をインターネット経由で、来館することなくいつでもどこでも利用できるサービス。

基本目標4

みんなで守る自然豊かで美しいまち《自然・環境》

かけがえのない各務原の豊かな自然環境やそれに囲まれた快適な生活環境を守り、次世代に継承するために、多様な主体が協働し、環境にやさしい低炭素・循環型のまちを目指します。

【1】自然環境

- ①環境教育の充実
- ②生物多様性の保全

【2】脱炭素社会

- ①地球温暖化対策の推進

【3】循環型社会

- ①循環型社会の形成
- ②廃棄物の適正処理

【4】生活環境

- ①地下水の保全・管理
- ②生活環境の保全
- ③生活排水対策の推進
- ④人と動物の共生

基本目標4. みんなで守る自然豊かで美しいまち《自然・環境》	
施策1. 自然環境	
目指す姿	● 次世代を担う子どもたちを軸に、環境保護、生物多様性※¹ について学ぶ場が提供され、市民の環境意識の向上が図られています。 ● 地域の生態系が保たれ、多様な生物が共生する社会を目指します。

■現状と課題

- 市民の環境意識の向上や、日常生活における環境配慮行動の促進のため、毎年6月の「環境月間」における親子環境教室※² や夏休みのこども環境教室※³ を開催するなど、家庭で環境問題に関心を持ち、理解を深める機会を提供していますが、子どもやその家族のみならず、市民全体の意識向上に向けた取組を検討する必要があります。
- アルゼンチンアリ※⁴ は、個体数は減少傾向にありますが、生息範囲が徐々に拡大しているため、継続的な防除活動が必要です。また、セアカゴケグモ※⁵ の生息が市内でも確認されており、市民への情報提供や公共施設の適切な管理が求められています。

■取組方針

取組方針	内 容
①環境教育の充実	● 市民の環境意識の向上を図るため、環境に関する普及啓発事業の充実を図ります。
②生物多様性の保全	● 豊かな生態系に配慮し、絶滅危惧種の保護や多様な生物が生息・生育できる良好な自然環境の保全を図ります。 ● 特定外来生物※⁶ やその防除の必要性について、幅広い年齢層への普及啓発を図ります。また、特に、アルゼンチンアリの防除や、公共施設でのセアカゴケグモの駆除等、特定外来生物への適切な対応を行います。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 自然を大切にする意識を持ち、その実践に努めます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
環境講座に参加してよかったと思う参加者の割合	主	100% R5(2023)	STAY	①
一斉防除事業に参加して生態系保全に対する関心が高まったと感じる自治会長の割合	主	64.7% R5(2023)	UP	②
環境教室への参加者数(累計)	客	451人 R5(2023)	2,500人	①
アルゼンチンアリの減少率 (R5(2023)基準)	客	— —	20%減少	②

■関連する主な計画

・各務原市環境基本計画(2018～2027)

<用語>

- ※1 生物多様性:様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
- ※2 親子環境教室:親子を対象に環境や自然の大切さを学ぶことができる学習講座。
- ※3 こども環境教室:子どもたちが、遊びや学習を通して楽しみながら環境や自然の大切さを学ぶことができる体験学習講座。
- ※4 アルゼンチンアリ:ハチ目アリ科カタアリ亜科アルゼンチンアリ属に分類されるアリの一種。駆除や根絶が容易ではなく、農作物の芽や蕾等を傷つけ被害を与えるほか、侵入地では、在来のアリの種数が著しく減少するなど、生態系を破壊することから国際自然保護連合が「世界の侵略的外来種ワースト 100」に選定し、日本においても特定外来生物に指定されている。
- ※5 セアカゴケグモ:ヒメグモ科に分類される有毒の小型のクモの一種。本来日本国内には生息していなかったが、1995 年に大阪府で発見されて以降、日本各地へ分布域を広げた外来種。生態系や人の生命・身体等へ被害を及ぼすおそれがあるため、日本生態学会により「日本の侵略的外来種ワースト100」に選定されている。
- ※6 特定外来生物:外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぶおそれがあるもので、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定された生物。

基本目標4. みんなで守る自然豊かで美しいまち《自然・環境》	
施策2. 脱炭素社会※ ¹	
目指す姿	● 市民、事業者、行政が一丸となって地球温暖化※ ² 対策が進められています。

■現状と課題

- 国が定める「地球温暖化対策計画」に沿って、温室効果ガス※³の削減状況や市域から排出される温室効果ガスの排出量の検証と削減への取組が求められています。地球温暖化対策をさらに推進するために、様々な主体が一丸となって取組を進める必要があります。

■取組方針

取組方針	内 容
①地球温暖化対策の推進	● 脱炭素社会の実現を目指し、温室効果ガスの排出量削減を促進するために、公共施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用を図ります。 ● 省エネルギーの取組や各種補助制度を普及啓発し、市民や企業等の省エネルギー化を促進します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 脱炭素社会実現のため、太陽光発電設備や電気自動車等の導入を進めます。また、空調の適正利用等、節電を継続して実施します。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
地球温暖化対策に取り組んでいる市民の割合	主	72.6% R5(2023)	UP	①
市域から排出される温室効果ガスの排出削減量 (H25(2013)基準)	客	22.5%削減 R2(2020)	46%削減	①

■関連する主な計画

- ・各務原市環境基本計画(2018～2027)
- ・各務原市地球温暖化対策地域推進計画(2024～2030)
- ・各務原市地球温暖化対策実行計画(2024～2030)

<用語>

※1 脱炭素社会:温室効果ガスの排出量と吸収量との均衡が保たれた社会。

※2 地球温暖化:CO₂などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇する現象のこと。

※3 温室効果ガス:地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体(CO₂、フロンガス、メタンガス等)の総称。

基本目標4. みんなで守る自然豊かで美しいまち《自然・環境》	
施策3. 循環型社会※1	
目指す姿	● 環境負荷※2の少ない循環型社会が実現されています。 ● ごみの適正で効率的な処理が継続され、快適な市民生活が維持されています。

■現状と課題

- 市民一人一日当たりのごみ焼却量の推移などから、ごみの減量やリサイクルに対する市民の意識は高くなっています。ごみ減量やリサイクルのさらなる徹底を図るほか、食品ロス※3の削減やプラスチック資源のリサイクルなど、新たな課題についても取組や検討を進める必要があります。
- ごみの分別や排出のルールが守られていない状況が見られることから、ごみ出しルールや分別方法の周知徹底やごみ出しルールに違反したごみ(違反ごみ)の抑制を図る必要があります。
- 平成 14(2002)年度に稼働を開始した北清掃センターの施設・設備の適正かつ計画的な維持管理を図り、安全で安定したごみ処理体制を確保する必要があります。

■取組方針

取組方針	内 容
①循環型社会の形成	● 3R※4(リデュース・リユース・リサイクル)・ごみの減量化のさらなる普及啓発を図り、「ごみを出さない」循環のまちづくりに努めます。 ● 市民や地域と協働し、古紙回収、資源集団回収、緑ごみの再資源化、食品ロスの削減など、資源の有効利用を図ります。 ● プラスチック資源のリサイクルについて、最適な方法を検討し、その方針に沿って対応します。
②廃棄物の適正処理	● 適正かつ効率的に廃棄物を処理(収集・運搬・中間処理・最終処分)するとともに、市民や事業所のごみ出しルールの周知・徹底を図ります。 ● 北清掃センターの安定的な操業のため、計画的な維持管理や改修を行います。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 市民一人ひとりによって環境負荷低減の取組が図られています。
- 事業者による資源物の回収等、リサイクルが進められています。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
3Rに取り組んでいる市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	①
ごみを確実に分別し、排出している市民の割合	主	95.8% R5(2023)	UP	②
一人一日当たりのごみ焼却量	客	710g R4(2022)	693g以下	①
違反ごみ処理件数(年間)	客	620 件 R4(2022)	620 件以下	②

■関連する主な計画

- ・各務原市環境基本計画(2018～2027)
- ・各務原市ごみ処理基本計画(2021～2035)
- ・各務原市一般廃棄物処理実施計画(単年度計画)
- ・各務原市循環型社会形成推進地域計画(2022～2027)

<用語>

- ※1 循環型社会:大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。
- ※2 環境負荷:人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれがあるもの。
- ※3 食品ロス:食べ残しや売れ残りなどで本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。
- ※4 3R:環境への負荷の少ない循環型の社会を形成するための廃棄物に対する3つの取組である発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)のこと。

基本目標4. みんなで守る自然豊かで美しいまち《自然・環境》	
施策4. 生活環境	
目指す姿	● 地下水を適正かつ安定的に確保しています。 ● 快適で清潔な生活環境が維持されています。 ● 人と動物の調和した共生環境が整っています。

■現状と課題

- 地下水の水量は安定的に推移していますが、揚水量の継続的な監視などにより、水量を適切に保全する必要があります。
- 市内には、地下水から硝酸性窒素※¹、有機塩素化合物※²、有機フッ素化合物※³が環境基準(有機フッ素化合物は暫定目標値)を超えて検出されている地域があることから、継続的に監視することが必要です。特に、有機フッ素化合物については、国や県と連携しながら、対策を講じる必要があります。
- 地下水のほか、大気、河川、騒音等の環境基準の達成状況を監視していますが、航空機の騒音など基準を満たしていないものがあります。また、地域の環境美化監視員※⁴と連携し、ごみのない清潔で快適なまちづくりを推進していますが、高齢化が進む中、環境美化監視員を安定的に確保することが必要です。
- 市内の汚水衛生処理率※⁵は年々高くなっていますが、汲み取りや単独浄化槽※⁶から合併浄化槽※⁷への切替えを効果的に周知啓発し、さらに促進する必要があります。
- 犬の飼い主の義務である狂犬病予防注射は、県内において高い接種率を維持していますが、予防注射の接種率のさらなる向上を図ることが必要です。
- 「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物の命を尊重することやペットを飼育する際の適正飼養※⁸などについて、市民一人ひとりの意識の高揚が求められています。

■取組方針

取組方針	内 容
①地下水の保全・管理	● 地下水の水位を監視するとともに、地下水における硝酸性窒素、有機塩素化合物、有機フッ素化合物の濃度を継続的に調査します。 ● 有機フッ素化合物については、県と市が共同で設置した専門家会議等の意見を踏まえ、国や県と連携しながら、必要な調査や対策、要望活動を行います。
②生活環境の保全	● 定期的に、大気、河川、騒音・振動などの環境測定を実施し、その測定結果を広報紙やウェブサイトで市民に分かりやすく公表します。 ● 清潔で快適な生活環境を保全するため、地域の環境美化の普及啓発を図ります。また、幹線道路沿線の自治会などと連携して、環境美化監視員の確保に努めます。
③生活排水対策の推進	● 生活系排水による河川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道供用開始区域外の合併浄化槽の普及促進を図ります。 ● クリーンセンターの安定的な操業のため、計画的な維持管理や改修を行います。
④人と動物の共生	● 「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、県と連携して、動物愛護や適正飼養等について普及啓発を図ります。 ● 市内の動物病院と連携し、狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射を推進します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 地域の環境美化活動への積極的な参加に努めます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
地下水が保全されていると思う市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	①
環境問題を意識している市民の割合	主	76.7% R5(2023)	UP	②③
人と動物が安心して暮らせるまちであると感じる市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	④
地下標高水位※ ⁹ の維持 (市役所井)	客	18.4m R1～R5 の平均値	18m 維持	①
環境美化活動の日※ ¹⁰ の参加者数 (年間)	客	961 人 R5(2023)	960 人以上	②
汚水衛生処理率	客	92.5% R5(2023)	93.1%	③
狂犬病予防注射接種率	客	87.9% R5(2023)	90%台	④

■関連する主な計画

- ・生活排水対策推進計画(2013～2032)
- ・生活排水処理基本計画(2014～2030)

<用語>

- ※1 硝酸性窒素:窒素化合物の一種。地下水の水質に係る環境基準項目に含まれている。
- ※2 有機塩素化合物:塩素を含む有機化合物の総称。地下水の水質に係る環境基準項目に含まれている。
- ※3 有機フッ素化合物:炭素とフッ素の結合をもつ有機化合物で、そのうちペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とペルフルオロオクタン酸(PFOA)は、環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、国内外において製造、使用等が規制されている。
- ※4 環境美化監視員:美しいまちづくりのために地域での環境美化監視活動に取り組んでいただくボランティア。
- ※5 汚水衛生処理率:下水道のほか、コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)、合併浄化槽等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合。
- ※6 単独浄化槽:し尿のみを処理する設備。現在の法律(平成12(2000)年改正以降)では、単独処理浄化槽については「浄化槽とみなす」(みなし浄化槽)とされ、新規に設置することは禁止されている。
- ※7 合併浄化槽:水洗トイレからの汚水(し尿)や台所、風呂などからの排水(生活雑排水)を処理し、きれいな水にして放流するための施設。
- ※8 適正飼養:動物の習性等を正しく理解し最後まで責任を持って飼うこと、人に危害を加えたり近隣に迷惑をかけたりしないこと、むやみに繁殖させないこと、動物による感染症の知識を持つこと、盗難や迷子を防ぐため所有者を明らかにすることなど、飼い主が守るべきモラルとマナー。
- ※9 地下標高水位:地下水の水位を標高で表したもの。
- ※10 環境美化活動の日:ごみの散乱防止について関心と理解を深めるため、一斉清掃等を実施する日。

基本目標5

みんなで支えあい健やかに暮らせるまち《健康・医療・福祉》

子ども、高齢者、障がいのある人もない人も、すべての市民が住み慣れた地域でつながり、支えあい、生涯にわたって健康でいきいきと幸せに暮らせるまちを目指します。

【1】健康づくり

- ①健康寿命の延伸
- ②一人ひとりの自主的な健康づくりの促進
- ③食と口腔衛生を通じた健康づくり
- ④こころの健康づくり

【2】地域医療

- ①地域医療体制の充実
- ②感染症対策の強化

【3】地域共生社会

- ①地域福祉活動の推進
- ②包括的な支援体制の整備
- ③権利擁護の推進
- ④生活困窮者自立支援施策の充実

【4】高齢者支援

- ①高齢者の生きがい・働きがい
- ②認知症対策の推進
- ③地域包括ケア体制の深化・推進
- ④介護保険制度の適正な運用

【5】障がい児者支援

- ①障がい児者の自立支援促進
- ②障がい児者の社会参加促進
- ③障がい児者施設の充実

基本目標5. みんなで支えあい健やかに暮らせるまち《健康・医療・福祉》	
施策1. 健康づくり	
目指す姿	子どもから高齢者まですべての世代の市民が自らの健康に関心を持ち、日ごろから心身の健康づくりに取り組んでいます。

■現状と課題

- 市民の健康づくりの関心を高めるため、健康フェスティバルや各種健康教室、フレイル※¹ 予防のためフレイルチェックやウォーキングイベント等を実施しています。健康づくりは、年齢を問わず生涯を通した継続的な取組が重要であり、市民一人ひとりが自らの健康に関心が持てるよう、より幅広い世代に向けた健康づくり施策に取り組む必要があります。
- 健診(検診)を受診する市民は増加していますが、より多くの市民が、定期的に健診(検診)を受診することで、日頃から健康状態を把握し、ライフステージや健康状態にあった自主的な健康づくりに取り組むことが重要です。
- 健康な心身の維持と増進には、栄養バランスが取れた規則正しい食生活や、食生活を支える歯と口腔の健康づくりが重要です。より多くの市民が、健全な食生活の実践、歯と口腔の健康維持に取り組むことができるよう、市内企業や飲食店との連携を推進するとともに、食生活の普及啓発活動を行うボランティア団体の担い手の確保や育成など、より効果的な事業の充実に努める必要があります。
- コロナ禍では、健康のほか、仕事や家庭の問題を主な要因とし、自殺者数の増加が見られました。こころの不調を感じた際に気軽に相談できる相談窓口等の情報を幅広い世代の市民に提供するとともに、周囲の支援体制づくり、こころの健康についての若者への効果的な普及啓発が必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①健康寿命 ^{※2} の延伸	● 各務原市医師会・各務原市歯科医師会・各務原市薬剤師会や岐阜保健所などの関係機関と連携し、「ライフコースアプローチ^{※3}」を踏まえた、年齢を問わずすべての市民が参加したいと思える健康づくり・フレイル予防事業に取り組みます。
②一人ひとりの自主的な健康づくりの促進	● 病気の早期発見・早期治療に向けて、各種がん検診、ヤング健診^{※4}、歯周病検診などの定期的な受診を勧奨し、受診率の向上を図ります。 ● 生活習慣病^{※5}の発症・重症化を予防するために、健診結果に応じた医療機関への受診勧奨や生活習慣の改善に向けた適切な保健指導の充実を図ります。 ● 通いの場に積極的に出向き、運動・口腔・栄養・認知など多面的観点からフレイルチェックを実施し、一人ひとりの状況に応じた健康相談や保健指導を行うことで、要介護状態になることを予防するとともに、健康の維持改善に取り組みます。
③食と口腔衛生を通じた健康づくり	● 心身の健康づくりや、生活習慣病予防に重要である健全な食生活、歯の健康について、市民一人ひとりが関心を持ち実践できるよう、関係機関と連携し、普及啓発に取り組みます。 ● 栄養教室を開催し、楽しみながら食生活や栄養の知識を習得できる機会の提供や、食生活改善協議会^{※6}の担い手の確保に取り組みます。 ● 歯と口腔のセルフケア、オーラルフレイル^{※7}予防の普及啓発を図り、歯と口腔の健康づくりを支援します。
④こころの健康づくり	● 学校生活や友人・家族との人間関係、進学や就職などのライフイベント等に伴う様々な悩みやストレスが生じやすい時期である子ども・若者に対して、学校や関係機関と連携し、SNS^{※8}や各種事業等を通して相談窓口を周知し、相談しやすい体制づくりに取り組みます。 ● こころの健康に関する講演会を実施し、自身や周囲の人のこころの不調に気づき、対処することができるよう、啓発活動を行います。 ● 周囲の悩んでいる人に気づき、声をかけるとともに話を聞き、必要な支援機関につなげることができるゲートキーパー^{※9}の育成に取り組みます。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 健康づくり・フレイル予防事業に積極的に参加し、日頃から健康に関心を持ち、生涯にわたって健康づくりに取り組みます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
日頃から、健康維持のために何かに取り組んでいる市民の割合	主	64.3% R5(2023)	UP	①② ③④
各種健康講座の参加者数(年間)	客	3,267 人 R5(2023)	4,000 人	①
メタボリックシンドローム※10 該当者及び予備群の割合	客	33.8% R4(2022)	31.9%	②
歯周病を有する市民の割合(40～70 歳)	客	73.1% R5(2023)	70.0%	③
自殺死亡率(人口 10 万対)	客	15.1 R4(2022)	12.0	④

■関連する主な計画

- ・かかみがはら元気プラン 21(各務原市健康増進計画・食育推進計画)(2021～2025)
- ・各務原市国民健康保険データヘルス計画(2024～2029)
- ・各務原市地域福祉計画(かかみがはらハートフルプラン)(2025～2029)

<用語>

- ※1 フレイル: frailty が語源で「虚弱」という意味。加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し日常生活動作に障がいが見えてきた状態。
- ※2 健康寿命: 介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせずに、自立して健康に生活できる期間。
- ※3 ライフコースアプローチ: 胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり。
- ※4 ヤング健診: 職場などで健診を受ける機会のない年度末年齢 19 歳～39 歳の方を対象に行う健康診査。
- ※5 生活習慣病: 長年の食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の積み重ねに起因すると考えられる病気のこと。代表的な生活習慣病としては、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、高血圧、脂質異常症、肥満等がある。
- ※6 食生活改善協議会: 「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、自分や家族、地域の食生活改善を目指し、食を通じた健康づくり活動を行うボランティア団体。
- ※7 オーラルフレイル: 口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含む、身体の衰え(フレイル)の一つのこと。
- ※8 SNS: 「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービス。
- ※9 ゲートキーパー: 地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。
- ※10 メタボリックシンドローム: 内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。

基本目標5. みんなで支えあい健やかに暮らせるまち《健康・医療・福祉》	
施策2. 地域医療	
目指す姿	● すべての市民が必要な時に適切な医療サービスを受けることができる医療体制が整っており、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができています。 ● 市民が感染症対策に対する正しい知識を持ち、感染症拡大を防止するための体制が整備されています。

■現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症のまん延時には、市内の医療体制がひっ迫しました。すべての市民が身近なところで安心して必要な医療が受けられるよう、平時から市内医療機関などとの連携が必要です。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、住み慣れた地域で高齢者が安心して生活できるよう、在宅医療^{※1}・介護連携の体制を整備することが必要です。
- 日頃の健康管理には、身近で気軽に健康上の相談ができる「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医^{※2}」を持つことが重要です。
- 社会経済活動や市民生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症を教訓として、市内医療機関と連携し、新たな感染症に備えた対策が求められています。また、市民に対しては、日頃から感染症に関する正しい情報や対策を普及啓発することが必要です。
- 予防接種健康被害救済制度^{※3}の適切な運用など、国の知見などに基づいた健康被害対策に取り組んでいますが、健康被害には、予防接種以外にも様々な要因が想定されることから、最新の動向を注視しながら対応する必要があります。

■取組方針

取組方針	内 容
①地域医療体制の充実	● 地域医療体制の強化のため、各務原市医師会・各務原市歯科医師会・各務原市薬剤師会と連携し、休日急病診療所・休日歯科救急を運営します。 ● 地域医療体制の維持を図るため、地域の基幹的病院である東海中央病院の運営を支援します。また、地域の安定的な看護師の確保に向け、各務原市医師会准看護学校の運営を支援します。 ● 地域の在宅医療・介護連携を推進する「在宅医療・介護連携支援ステーション^{※4}」の運営を通して、医療・介護サービスが包括的に提供できる体制の充実を図ります。 ● 医師会や歯科医師会と連携し、市民が日頃から「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」を持つことの重要性を普及啓発します。 ● 様々な要因による健康被害に対しては、その発生状況、最新の知見、国や県の動向を注視しながら、必要に応じて、市としての対策を検討します。
②感染症対策の強化	● 新たな感染症に適切な対応ができるよう、市内の医療機関との連携・体制の強化を図ります。 ● 様々な感染症に対する正しい知識を普及啓発するとともに、感染症の発生及びまん延を防止するため、定期予防接種を実施します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 自分や家族の健康を意識し、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」を持ち、日頃から健康管理に努めます。
- 感染症に対する正しい知識を身につけ、適切な感染症対策を行います。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
かかりつけ医がいる市民の割合	主	58.1% R5(2023)	UP	①
感染症対策を意識している市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	②
在宅医療・介護連携推進研修会の参加者数(年間)	客	190 人 R5(2023)	210 人	①

<用語>

- ※1 在宅医療：自宅での療養を希望する患者に対して、医療関係者が訪問診療や往診などを行うこと。
- ※2 かかりつけ医・かかりつけ歯科医：自分自身や家族の健康管理、疾病予防などに関して、日常的な相談や診療ができる医師・歯科医師。
- ※3 予防接種健康被害救済制度：予防接種法に基づく定期及び臨時の予防接種後の副反応として、極めてまれではあるものの健康被害が生じることがあるため、厚生労働大臣が予防接種と健康被害との因果関係を認定した方へ健康被害に対する給付を行う制度。
- ※4 在宅医療・介護連携支援ステーション：在宅医療と介護の両方の支援を必要とされる方が、地域での暮らしを安心して続けることができるよう、地域の医療・介護関係者等の連携体制を構築することを目的として設置された支援機関。

基本目標5. みんなで支えあい健やかに暮らせるまち《健康・医療・福祉》	
施策3. 地域共生社会	
目指す姿	● 誰もが住み慣れた地域で安心して快適に暮らすため、お互いを地域の一員として認め、尊重しあいながら地域課題の解決に取り組むことで、支援を必要とする人を地域で見守る地域共生社会の仕組みができています。

■現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進展、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地域のつながりの希薄化が進み、地域における福祉活動の縮小も進んでいます。また、その担い手の高齢化や人材不足の深刻化も課題となっています。高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増加する中で、地域における持続可能な福祉活動の推進が必要です。
- 8050問題^{※1}、ダブルケア、ひきこもりなど、様々な要因が複雑に絡みあうことで複雑化・複合化した課題や制度の狭間の問題が顕在化しています。そうした課題などが身近なところでいつでも相談でき、適切な情報提供や支援につなげることができるよう、包括的な支援体制づくりが求められています。
- 認知症や知的障がいなどで、日常生活における判断が不十分な方への支援として、市民後見人^{※2}の養成などを行う中核機関などの体制を整備し、成年後見制度^{※3}の普及啓発に向けた広報活動に取り組んでいます。超高齢化が進む中で、制度のさらなる普及啓発とともに、市民後見人の育成など、支援体制の充実が必要です。
- 各務原市社会福祉協議会に生活困窮者の総合相談窓口を設置し、状況に応じた各種支援を実施していますが、生活困窮者が増加している状況を踏まえ、より充実した支援が必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①地域福祉活動の推進	● 民生委員・児童委員※⁴ や近隣ケアグループ※⁵、ボランティア団体などが行う地域福祉活動に対する支援や担い手の発掘、活動拠点となる施設等の適正な運営を通して、活動の活性化や地域のつながりづくりに取り組みます。 ● 地域福祉を推進する各務原市社会福祉協議会への支援や生活支援コーディネーター※⁶ の配置などを通して、地域と行政、支援機関の連携を強化し、地域における支えあいと公的支援が連動した支援体制づくりに努めます。
②包括的な支援体制の整備	● 8050問題、ヤングケアラー※⁷、生活困窮者など複雑化した課題を抱える世帯に対して支援を充実させるため、高齢福祉や障がい福祉、子ども・子育て支援、生活困窮支援など、様々な分野の部署や支援機関、関係団体と連携を強化し、分野にとらわれない重層的な支援体制を整備します。 ● ひきこもり状態にある人など、支援が届きにくい人に対して、アウトリーチを通じた継続的な支援を推進します。
③権利擁護の推進	● 各務原市成年後見支援センターを中核として成年後見制度に関する相談・利用支援、広報・啓発、市民後見人の養成・活動支援など、権利擁護支援体制の充実を図ります。 ● 成年後見制度利用促進協議会※⁸ を運営し、成年後見制度の普及啓発や利用促進を図ります。
④生活困窮者自立支援施策の充実	● 各務原市社会福祉協議会、ハローワークなど、関係機関と連携・協力し、就労や住居確保など、自立に向けた支援に取り組みます。 ● 生活困窮者の総合相談窓口には社会福祉士等の専門職を配置し、複合的な課題を抱える市民の状態に応じて、効果的かつ迅速な支援に取り組みます。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 市民同士のあいさつや声掛け、ちょっとした手伝いなどからはじめ、地域での活動につながる第一歩を踏み出します。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
困った時に、隣近所で助けてくれる人がいると思っている市民の割合	主	67.5% R5(2023)	UP	①② ③④
地域における福祉活動拠点(ボランティアハウス※ ⁹ 等)の数	客	121 拠点 R5(2023)	121 拠点維持	①
市民後見人の人数	客	1 人 R5(2023)	2 人	③
就労支援事業※ ¹⁰ に参加した生活保護受給者の就職率(年間)	客	75.0% R5(2023)	82.5%	④

■関連する主な計画

・各務原市地域福祉計画(かかみがはらハートフルプラン)(2025～2029)

<用語>

- ※1 8050問題:親が80代で、子どもが独立できないまま50代となり、高齢の親が子どもの生活を支える状態にある社会問題のこと。
- ※2 市民後見人:弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等。
- ※3 成年後見制度:認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議など、自身でこれらのことを行うことが難しい場合に保護し、支援する制度。
- ※4 民生委員・児童委員:厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談に応じ、必要な援助を行う。また、民生委員は児童委員を兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行う。
- ※5 近隣ケアグループ:地域の人たちによる、誰でも無理なくできる「見守り・声かけ活動」などを行うボランティアグループ。
- ※6 生活支援コーディネーター:高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、その構築に向けてコーディネートを行う。
- ※7 ヤングケアラー:家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。
- ※8 成年後見制度利用促進協議会:認知症の症状、知的障がい、精神上の障がい等がある方の権利擁護に係る諸課題に対し、司法、医療、福祉等の関係団体及び関係機関の相互の緊密な連携を確保するため、地域連携体制の構築及び成年後見制度の利用の促進に関する協議をすることを目的として設置された機関。
- ※9 ボランティアハウス:高齢者や体の不自由な人、子育て中の人などの閉じこもりを防ぎ、楽しく交流することを目的とした、地域の人たちによる活動。
- ※10 就労支援事業:就労意欲・能力が一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、就労を支援する事業。

基本目標5. みんなで支えあい健やかに暮らせるまち《健康・医療・福祉》	
施策4. 高齢者支援	
目指す姿	● 高齢者が生活を営んでいく上で、就労や趣味などを通して仲間と触れあい、健康でいきいきと生きがいを持って日常生活を過ごすことができます。 ● いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、心身の健康や生活機能の維持、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など、本人とその家族が抱える様々な課題に対し、その地域で包括的な相談・支援が受けられています。 ● 社会全体で認知症の正しい知識の普及や支援体制の整備が進み、医療機関や介護事業所、地域包括支援センター※¹ などが連携し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができます。 ● 介護保険事業が持続的に安定して運営されており、必要とする介護サービスを適切に利用することができます。

■現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、人や地域のつながりが希薄化し、シニアクラブ※²、高齢者趣味のクラブ※³ などの団体数やその会員数は減少傾向にあります。「人生100年時代」において、高齢者が生きがいや働きがいを持って活躍できる場や機会の確保が必要です。
- 高齢者福祉・介護保険サービスに関するアンケート※⁴ の結果から、約7割の高齢者が認知症に対して不安を感じています。超高齢化が進む中、認知症の理解を深め、認知症と向き合う取組の充実が必要です。
- 健康に不安を感じている高齢者は多いことから、地域で高齢者を支える体制づくりや、医療、介護などの関係者との連携をさらに推進し、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるための取組が必要です。
- 75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者数、介護保険給付費の増加が見込まれるとともに、介護現場の人材不足が深刻化している中で、適正な介護保険サービスの提供を確保することが必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
① 高齢者の生きがい・働きがい	● シニアクラブ、高齢者趣味のクラブ、ボランティアなどの活動を支援するとともに、その活動に関する情報発信を行い、高齢者の社会参加・生きがいづくりを推進します。 ● 高齢者の孤立を防ぐため、高齢者の居場所（地域のサロン等）づくりを推進します。 ● シルバー人材センター※⁵ やハローワークなどの関係機関と連携し、高齢者の就労を促進します。
② 認知症対策の推進	● 高齢者の通いの場などで、認知機能の維持・向上に向けた取組を推進します。 ● 認知症者やその家族が安心して生活できるよう、認知症サポーター※⁶ の養成や「かかみがはら安心ねっとわーく※⁷」を通して、地域で認知症者を見守り、支援できる体制の充実を図ります。 ● 認知症カフェ※⁸、認知症ガイドブックの発行など、認知症の理解を深めるための取組を推進します。 ● 市民が認知症について気軽に相談できるよう、認知症地域支援推進員※⁹ や認知症初期集中支援チーム※¹⁰ による相談体制の充実、早期対応に努めるとともに、各務原市医師会や市内医療機関と連携し、「もの忘れよろず相談医※¹¹」の周知を行います。
③ 地域包括ケア※ ¹² 体制の深化・推進	● 医療・介護分野において、事業者との連絡協議会等を適宜開催し、現場の意見や課題を共有しながら連携を図ります。 ● 日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、自身の看取られ方など、医療と介護の連携した対応が求められる場面について、健康な段階から考えてもらえるよう「人生会議（人生アルバム）※¹³」を広く市民に周知・啓発します。
④ 介護保険制度の適正な運用	● 高齢者人口や介護認定者数の状況を踏まえ、適切に介護保険施設や介護保険サービス提供事業者の確保に努めます。 ● 適正な介護保険サービスが不足なく提供されるよう、必要な介護人材を確保するため、各務原市介護保険サービス事業者協議会※¹⁴ と連携し、就労支援等に努めます。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 高齢者の生活支援や地域における見守りを進めます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
生きがいを感じている高齢者の割合	主	64.9% R4(2022)	UP	①
認知症になっても安心して暮らせ ると思う市民の割合	主	新規設定 R7 高齢者福祉・介護保 険サービスに関するアン ケート調査で測る	UP	②
地域包括支援センターの認知度	主	47.1% R4(2022)	UP	③
要支援・要介護度が妥当であると 感じる人の割合	主	52.8% R4(2022)	UP	④
認知症サポーター数(累計)	客	27,961 人 R5(2023)	34,000 人	②
わがまち茶話会※15の参加者数 (年間)	客	495 人 R5(2023)	520 人	③
委託による介護認定調査に対する 事後点検の実施率(年間)	客	100% R5(2023)	100%維持	④

■関連する主な計画

・かかみがはら高齢者総合プラン(各務原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)(2024～2026)

<用語>

- ※1 地域包括支援センター:地域における予防や介護サービスの総合的なケアマネジメント、相談、生活支援を行う地域の中核機関。
- ※2 シニアクラブ:60 歳以上の高齢者で組織された、文化活動やスポーツ活動、社会奉仕活動などを通して、会員の親睦と、教養・健康・社会参加を高めるためのクラブ組織。
- ※3 高齢者趣味のクラブ:詩吟・歌謡・囲碁・俳句など、共通の趣味を持つ 60 歳以上の人で結成される集まり。
- ※4 高齢者福祉・介護保険サービスに関するアンケート:要介護状態になるリスクの発生状況や各種リスクに影響する日常生活の状況を把握し、地域の課題を特定するため実施するアンケートのこと。
- ※5 シルバー人材センター:臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習などを行うことを目的として、「生きがい就労」の理念により、市町村区域ごとに設立された公益社団法人。
- ※6 認知症サポーター:認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かい目で見守る応援者のこと。
- ※7 かかみがはら安心ねっとわーく:民間事業所や関係機関と市が連携し、安否確認や孤立死防止、行方不明者の早期発見のためのネットワークを構築する事業。
- ※8 認知症カフェ:認知症に関する情報交換や互いの理解を深めることを目的とし、認知症のある方やご家族、又認知症に関心のある方や医療・福祉の専門職など誰でも気軽に参加できる集いの場のこと。
- ※9 認知症地域支援推進員:地域の医療機関、介護サービス事業所などの支援機関をつなぐ連携支援及び認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。
- ※10 認知症初期集中支援チーム:複数の専門職が家族の訴え等により認知症の疑いのある人や認知症の人、又はその家族を訪問し、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。
- ※11 もの忘れよろず相談医:認知症の早期発見を目的の一つとした各務原市医師会が認めた一定の研修を受けた医師のこと。
- ※12 地域包括ケア:団塊の世代(昭和 22(1947)年~24(1949)年に生まれた世代)が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、利用者のニーズに応じ、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される状態のこと。
- ※13 人生会議(人生アルバム):「ACP」(Advance Care Planning・アドバンスケアプランニング)の愛称で、これまでの人生を見つめ直し、これからの人生に対する想い(やりたいこと、伝えたい想い、希望する医療等)を家族やかかりつけ医、ケアマネジャーなど関わりの深い方も含めて話しあうこと。
- ※14 各務原市介護保険サービス事業者協議会:市内の介護保険サービス事業者4部会(ケアマネ部会、訪問部会、通所部会、施設部会)から構成され、行政と介護保険事業者の情報交換や意見交換を目的として設置された機関のこと。
- ※15 わがまち茶話会:多様な地域主体間の情報共有及び連携促進を目的として、地域住民であれば誰でも参加でき、楽しくお話ししながら地域の様々な情報について意見交換できる場のこと。

基本目標5. みんなで支えあい健やかに暮らせるまち《健康・医療・福祉》	
施策5. 障がい児者支援	
目指す姿	● 障がい児者が、自立して自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができます。 ● 障がいの有無に関係なく社会参加が可能となるよう、必要な施設が整備されており、障がい児者が住み慣れた地域で、年齢や障がいの種別に関わらず、安心して暮らしていくために必要な環境が整っています。

■現状と課題

- 障がい児者の増加、障がいの重度・重複化、多様化に伴い、障がい福祉サービスに対するニーズも複雑化・多様化しています。障がいに対する理解を深めることが重要となるとともに、年齢や障がいの種別に関わらず、適切な支援が受けられるよう、相談支援体制の充実や「親なき後」の生活を支援する体制の強化を図る必要があります。
- 障がい児者の就労や社会参加を促進するため、就労相談などの各種支援を行っています。障がい児者が安心して自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの状況に応じた生活支援や就労機会の創出などに継続的に取り組む必要があります。
- 福祉施設の適正な管理運営などを通して、障がい児者が安心して生活できる環境づくりに取り組んでいますが、家族の負担軽減や多様化するニーズに対応するためには、さらなる生活支援の充実や障がい福祉サービス事業者との連携が必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①障がい児者の自立支援促進	● 障がい児者に関する総合的な相談に対応する、各務原市基幹相談支援センター※1を中心として、市内の各相談支援事業所との連携を強化するとともに、障がいに関する相談支援や福祉サービスを行う事業所に対する研修等を通して、各種支援の質の向上を図ります。 ● 「親なき後」の支援体制を強化するため、障がい児者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点※2等の充実を図ります。 ● 母子保健や子ども・子育て支援（基本目標2に記載）と連携を図り、障がい児に対する切れ目のない支援に取り組めます。
②障がい児者の社会参加促進	● 障がい児者が安心して活動できる場や働ける場の確保に努め、一人ひとりの特性や状況に応じた適切な社会参加の促進に取り組めます。 ● 一人で外出や移動が困難な人であっても就労や創作活動の場などへ参加できる環境を整えるため、外出支援サービスの充実を図ります。 ● 障がい児者が地域社会の一員として積極的に参加・貢献できるよう、障がいに対する理解の促進や合理的配慮※3の啓発などに取り組めます。
③障がい児者施設の充実	● 障がい児者が、安心して就労や創作活動に取り組むことができるほか、ニーズに応じた障がいサービスが利用できるよう、福祉の里などの福祉施設の充実や関係事業所との連携に取り組めます。

	● 教育機関と連携し、障がい児者や障がい福祉について理解を深められるとともに、障がいの有無に関わらない様々な交流や学びの機会を設けたインクルーシブ※4な居場所づくりを推進します。
--	---

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 障がいの有無に関わらず、社会をつくる一員として地域活動に取り組みます。
- 障がいを正しく理解し、障がい児者の就労支援や合理的配慮を踏まえた事業に取り組みます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
障がい児者相談窓口の満足度	主	93.5% R5(2023)	UP	①②
公共施設等が障がい児者でも使いやすい施設となっていると思う市民の割合	主	28.6% R5(2023)	UP	③
地域生活支援拠点等に係る事業者数	客	28 事業者 R5(2023)	30 事業者	①
就労継続支援 A 型事業※5、就労継続支援 B 型事業※6の利用者合計数	客	529 人 R5(2023)	609 人	②

■関連する主な計画

・各務原市障がい者スマイルプラン

(障がい者計画(2021～2026)、障がい福祉計画(2024～2026)、障がい児福祉計画(2024～2026))

<用語>

- ※1 各務原市基幹相談支援センター:地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいに関する総合相談や、地域内の相談支援事業者間の連絡調整や連携を行う機関。
- ※2 地域生活支援拠点:障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。
- ※3 合理的配慮:障がい児者が教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮。
- ※4 インクルーシブ:国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしに関わらず、すべての人が共生していること。
- ※5 就労継続支援 A 型事業:企業等に就労することが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う福祉サービス。
- ※6 就労継続支援 B 型事業:企業等に就労することが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難な障がいのある人に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う福祉サービス。

基本目標6

みんなで築く安全安心のまち《防災・防犯》

市民の安心を脅かす災害や犯罪、交通事故等に対して、自助・共助・公助によって平時から暮らしの安全を確保することで、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

【1】防災・減災

- ①家庭における防災・減災対策の促進
- ②地域防災力の向上
- ③災害対応力の強化
- ④災害に強い都市づくりの推進

【2】消防・救急

- ①消防力の維持・強化
- ②消防団の活動支援
- ③防火対策の推進
- ④救急・救助体制の充実

【3】交通安全・防犯

- ①交通安全意識の啓発
- ②子ども及び高齢者の交通安全教育の推進
- ③通学路の安全対策
- ④防犯活動の推進

【4】市民相談

- ①消費者保護の推進、知識の普及啓発
- ②各種相談窓口体制の充実

基本目標6. みんなで築く安全安心のまち《防災・防犯》	
施策1. 防災・減災※1	
目指す姿	● 大規模な災害が発生しても、被害を最小限に抑えられる災害に強いまちになっています。 ● 「自分の身は自分で、自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、日頃から家庭や地域で災害に対する備えや防災訓練が行われています。

■現状と課題

- 市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、家庭や地域における防災対策について継続した普及啓発に努めていますが、特に、ハザードマップ※2の確認、市が発表する避難情報に対する理解と適切な情報取得、迅速な避難など、命を守る避難行動について普及啓発を図ることが必要です。
- 災害時に避難の支援が必要な方が安全に避難するために、地域ぐるみの支援体制が必要です。また、さらなる地域防災力の向上には、その担い手の育成や自主防災活動※3の活性化を図る取組が必要です。
- 災害に備えた備蓄品を充実するとともに、市民に緊急情報が確実に伝わるよう、情報伝達の多重化に努めています。過去の災害を教訓にしながら、より実効性のある対策を講じる必要があります。
- 災害時に、市民、自治会、行政、関係機関がそれぞれの役割を果たし、円滑に連携できるよう、日頃から各種防災訓練を実施することや、関係機関が円滑に活動できる拠点を確保しておくことが必要です。
- 令和6年能登半島地震※4では木造住宅などの倒壊が多く発生したことから、住宅の耐震診断や耐震化の重要性、ブロック塀の危険性についてさらなる普及啓発に取り組み、災害時の被害軽減や早期復旧につながる対策を講じることが重要です。また、市郊外の住宅団地造成時に整備され、経年劣化などによる危険な法面の安全対策に取り組む必要があります。

■取組方針

取組方針	内 容
①家庭における防災・減災対策の促進	● 市の広報紙やウェブサイトによる啓発、防災ハンドブックやハザードマップの配布などを通して、住んでいる地域の災害リスクの把握、家庭内備蓄の必要性、避難方法や避難所の情報など、個人や家族の命を守るために必要な防災・減災対策を普及啓発します。 ● 出前講座や小学校での防災教室※⁵を開催し、より効果的な防災知識の普及啓発に取り組みます。
②地域防災力の向上	● 自治会を中心とする自主防災組織の設置・運営、自主防災訓練や防災イベントなどの実施、地域の防災資機材の整備などを支援します。 ● 地域防災のリーダーとなる防災推進員※⁶の育成を推進し、その活動を支援するとともに、地域防災の担い手となる若者に対する防災意識の普及啓発や防災訓練の参加促進に努めます。 ● 地域と連携し、災害時に避難の支援が必要な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者※⁷の「個別避難計画※⁸」を策定し、地域ぐるみの避難支援体制の整備を推進します。
③災害対応力の強化	● 緊急情報を適切かつ迅速に市民に発信するため、防災行政無線をはじめとする情報伝達手段の充実を図ります。また、被害情報を速やかに把握するため、SNS※⁹等を活用した被害情報収集手段の充実を図ります。 ● 過去の災害における避難所の課題を教訓として、避難所の備蓄品や設備等の充実を図り、避難所の生活環境の向上に努めます。 ● 円滑な災害対応が行えるよう、全市民を対象とした「地域防災訓練」や、自衛隊などの防災関係機関との連携強化を図る「総合防災訓練」などを実施します。 ● 防災拠点としての機能を持ち、市民の安全安心の拠点となる新総合体育館・総合運動防災公園の整備を推進します。 ● 自治体や民間事業者との災害時応援協定※¹⁰の締結を推進します。
④災害に強い都市づくりの推進	● 旧耐震基準※¹¹で建てられた住宅の耐震化や地震時に倒壊のおそれがあるブロック塀の撤去に対して支援します。 ● 自然環境の保全に配慮しながら、法面の安全対策や流域治水※¹²対策を推進し、災害による被害の軽減を図ります。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 災害に備えた備蓄、防災訓練への参加に取り組みます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
災害への備えとして、食料や水などを備蓄している世帯の割合	主	68.1% R5(2023)	UP	①
市の防災対策が進められていると思う市民の割合	主	33.4% R4(2022)	UP	③
市情報メール等(防災カテゴリ)の登録者数(累計)	客	22,494 人 R5(2023)	23,500 人	①
防災推進員の活動者数(累計)	客	126 人 R5(2023)	150 人	②
災害時応援協定等の締結数(累計)	客	91 件 R5(2023)	109 件	③
ブロック塀撤去補助件数(累計)	客	304 件 R5(2023)	454 件	④
木造住宅耐震診断件数(累計)	客	1,597 棟 R5(2023)	1,747 棟	④

■関連する主な計画

- ・各務原市地域防災計画(定めなし)
- ・各務原市国民保護計画(定めなし)
- ・各務原市水防計画(定めなし)
- ・各務原市業務継続計画(定めなし)
- ・人的応援に係る各務原市受援計画(2023～定めなし)
- ・各務原市災害時受援計画(物資支援)(2023～定めなし)
- ・各務原市備蓄計画(2021～2025)
- ・各務原市国土強靱化地域計画(2025～2029)

<用語>

- ※1 減災:災害による被害をできるだけ小さくする取組のこと。
- ※2 ハザードマップ:自然災害が発生した際に想定される危険な場所や、避難場所などの情報を表示した地図。
- ※3 自主防災活動:「共助」の精神に基づき、主に自治会を基礎単位として、防災・減災を目的に結成された自主防災組織が、災害時だけでなく日ごろから行う防災活動のこと。
- ※4 令和6年能登半島地震:令和 6(2024)年 1 月 1 日 16 時 10 分に、石川県能登地方においてマグニチュード 7.6、深さ 16 km で発生した地震。石川県輪島市と志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1 を、本市では震度3を観測した。
- ※5 防災教室:市内の小学4～6年生を対象に、防災に関する講話や備蓄品を活用した体験型学習を行い、子どもたちが日頃から防災意識を持って生活できるようになることを目指すとともに、将来の防災リーダーを育成するもの。
- ※6 防災推進員:地域の防災リーダーとして、災害への備えや防災訓練のほか、災害時には避難誘導や避難所開設など、地域の防災活動を行うことができる人材を育成するため、市が実施している各務原市防災ひとづくり講座を修了した者。
- ※7 避難行動要支援者:災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
- ※8 個別避難計画:避難行動要支援者の一人ひとりの状況に合わせて、支援者や避難先、避難に必要となること・ものなどが記載された避難支援のための計画。
- ※9 SNS:「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービス。
- ※10 災害時応援協定:災害発生時に迅速に応急対応を行えるよう、民間企業や各種団体をはじめ、他の自治体などと締結する協定のこと。
- ※11 旧耐震基準:建築物の設計において、震度 5 強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されたもので、昭和 56(1981)年 5 月 31 日までの建築確認において適用されていた基準。
- ※12 流域治水:気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

基本目標6. みんなで築く安全安心のまち《防災・防犯》	
施策2. 消防・救急	
目指す姿	● 消防施設や消防車両の計画的な更新、消防技術の向上などにより消防力が強化され、多様化する災害事案に迅速かつ適切に対応できます。 ● 地域防災力の要である消防団員を確保し、各団員の知識・技術の向上、消防団の施設、装備の充実により、地域防災力の向上を図ります。 ● 家庭での火災予防対策が適切に行われています。また、市民が利用する建物で防火管理が徹底されています。 ● 救急・救助車両の計画的な更新、救急救命士※¹の育成により安全安心な救命活動が行われています。 ● 市民自らが応急手当、救命処置などを行えるようになっていきます。

■現状と課題

- 消防職員の人員不足や、現場経験が少ない職員の増加により、緊急時の対応力の低下が懸念されることから、消防組織力の向上に向けた取組を行う必要があります。
- 消防・救急・救助車両やその資機材等の更新を計画的に行っていますが、消防活動などに影響が出ないよう、適切に更新計画を進める必要があります。
- 消防団員のなり手不足や活動環境の充実が課題となっています。地域防災力の中核として、消防団の維持に向けた取組を進めるとともに、その装備等の充実や技術力の向上を図ることが必要です。
- 全国的に、建物の火災による死者の多くは住宅からの火災です。そのため、市民の火災予防への意識の高揚や住宅用火災警報器の設置など、住宅火災による被害を抑える対策の推進が必要です。また、多くの市民が利用する飲食店や小売店等の事業所に対しても、防火管理を徹底する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市民向けの救急救命講習会の開催機会や受講者数が大幅に減少しました。救急隊が到着するまでの市民による応急手当の実施が救命率の向上につながるため、救急救命講習会の受講者数を増やすことが重要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①消防力の維持・強化	● 消防力の維持・強化に向けた消防署所の配置や配置人員の見直しを検討します。 ● 大規模災害の発生に備え、広域的な応援及び受援体制を強化します。 ● 消防施設を適切に管理するとともに、消防車両や資機材、高機能消防指令システム等の計画的な更新に努めます。
②消防団の活動支援	● SNS※² や市のイベントなどで消防団の活動を積極的に発信し、消防団への入団を促進するとともに、消防団の適正配置について検討します。 ● 消防団員の負担軽減を図るとともに、消防団車庫・車両・資機材の計画的な更新や団員の技術力向上の支援により、消防団の活動環境の充実を図ります。
③防火対策の推進	● 住宅火災から命を守るため、高齢者世帯を中心に、住宅用火災警報器の設置促進や住宅防火対策の普及啓発を強化します。 ● 市内事業所に対して、計画的に予防査察※³を実施します。
④救急・救助体制の充実	● 救急救命士の養成や救急隊員の技術向上を図り、救急業務の高度化を推進します。 ● 救急車両、救急資機材を計画的に更新します。 ● 市民が緊急時、適切に心肺蘇生やAED※⁴を使用することができるよう、市民向けの「救急救命講習会」を開催し、その知識と技術の普及を図ります。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 家庭や企業等での防火対策を進めます。
- 消防団や救急救命講習に積極的に参加します。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
火災予防を心がけている市民の割合	主	86.1% R5(2023)	UP	③
住宅用火災警報器条例適合率	客	54.0% R5(2023)	62.0%	③
救命講習受講者数 (5年間の合計)	客	19,650人 (H31～R5の合計)	35,000人 (R7～R11の合計)	④

<用語>

- ※1 救急救命士：病院などに傷病者を搬送するまでの間に、医師の指示のもとで、救急救命処置を行うことのできる資格を持った人のこと。
- ※2 SNS：「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービス。
- ※3 予防査察：消防職員が市内の事業所や危険物施設を訪れ、建物や消防用設備等が法令に基づいて適切に維持管理されているか検査をする、火災予防上の立ち入り検査をいう。
- ※4 AED：「Automated External Defibrillator」の頭文字をとったもの。自動体外式除細動器。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与えて正常な働きに戻す医療機器のこと。

基本目標6. みんなで築く安全安心のまち《防災・防犯》	
施策3. 交通安全・防犯	
目指す姿	● 交通事故のない安全なまちになっています。 ● 市民の防犯意識が高く、地域ぐるみで防犯パトロールなどの自主的な防犯活動や対策がとられています。

■現状と課題

- 市内の交通人身事故の件数は減少傾向にありますが、高齢者や子どもが巻き込まれる交通事故が多く発生していることから、特に高齢者や子どもの交通事故撲滅に向けた啓発に、より一層取り組む必要があります。
- 通学路の安全を確保するため、歩道の整備、路肩のカラー化など、安全な歩行空間の確保や交通事故が多発する交差点の改善などを進めています。子どもたちが、より安心して登下校できるよう、継続的に安全対策に取り組むことが必要です。
- 市内の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、電話やはがき、メール等を介した特殊詐欺※¹被害は増加傾向にあり、その手口も複雑化・巧妙化しています。こうした特殊詐欺被害を未然に防止するため、防犯に関する知識や防犯対策の意識を高める取組を継続的に実施することが必要です。
- 犯罪の被害に遭われた方やその家族は、犯罪による直接的な被害のみならず、経済的な損失や誹謗中傷などの二次被害にも苦しめられています。犯罪被害者の方などが、再び平穏な暮らしを取り戻せるよう、社会全体で支援することが求められています。

■取組方針

取組方針	内 容
①交通安全意識の啓発	● 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故を防ぐため、各務原警察署や交通安全団体と連携し、交通安全の普及啓発活動を推進します。
②子ども及び高齢者の交通安全教育の推進	● 交通事故に遭いやすい子どもや高齢者に対して、学校やシニアクラブ※²などと連携し、交通安全教室※³ や出前講座の開催による交通安全教育を推進します。
③通学路の安全対策	● 通学路や歩行者が多い道路は歩行空間を分離し、歩行者が安心して利用できる歩道整備を推進します。 ● 「各務原市通学路交通安全プログラム※⁴」に基づき、学校、道路管理者、警察、自治会等の関係機関と連携した通学路合同点検を実施し、効果的な通学路の安全対策を推進します。
④防犯活動の推進	● 市民一人ひとりが犯罪に対する危機意識を持ち、未然に被害を回避できるよう、各務原警察署や防犯団体と連携し、防犯対策の普及啓発を推進します。 ● 日常生活の中で、個人でもできる「ながら見守り」活動※⁵ を普及啓発するとともに、自主的な防犯活動として自治会が行う防犯カメラ設置を支援するなど、地域全体で犯罪を防ぐ体制づくりに努めます。 ● 地域の安全安心を守る防犯ボランティア団体の登録を促進し、その活動を支援するとともに、各団体の活動状況を市ウェブサイト等で紹介することにより、活動の活発化を図ります。 ● 犯罪被害者の方などが平穏な生活を取り戻せるよう、市総合支援窓口を通して、関係機関と連携し支援を行います。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 交通ルールや交通マナーを遵守します。
- 助けあう意識を持ち、地域ぐるみで防犯活動に取り組みます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
交通マナーが良いまちだと感じる市民の割合	主	42.5% R5(2023)	UP	① ② ③
治安が良いまちだと感じる市民の割合	主	63.0% R5(2023)	UP	④
人身交通事故発生件数(年間)	客	276 件 R5(2023)	270 件	①
交通安全教室開催回数(年間)	客	77 回 R5(2023)	80 回	②
歩道整備(新設・改良)延長(累計)	客	— —	3,500m	③
犯罪認知件数(年間)	客	925 件 R5(2023)	772 件	④

■関連する主な計画

- ・各務原市都市計画マスタープラン(2016～2025)
- ・各務原市道路整備計画(2022～2037)
- ・各務原市踏切道拡幅に関する方針(2024～2033)

<用語>

- ※1 特殊詐欺:不特定の方に対して、対面することなく、電話、はがき、FAX、メール等を使って行う詐欺のこと。「ニセ電話詐欺」ともいう。
- ※2 シニアクラブ:60 歳以上の高齢者で組織された、会員の親睦と、教養・健康・社会参加を高めるためのクラブ組織。
- ※3 交通安全教室:保育所や小学校の児童、高齢者など交通弱者を対象に被害の未然防止を図るため行っている交通安全に関する教室。
- ※4 各務原市通学路交通安全プログラム:通学路の安全確保に関する取組方針。本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるよう、定期的に合同点検を実施している。
- ※5 「ながら見守り」活動:地域の住民が、それぞれの日常生活や事業活動の中で、防犯の視点を持ってする子どもの安全見守り活動のこと。

基本目標6. みんなで築く安全安心のまち《防災・防犯》	
施策4. 市民相談	
目指す姿	● 消費者トラブルに巻き込まれることなく、安全安心な消費生活^{※1}を送ることができます。消費者トラブルに対して迅速かつ的確な支援体制ができています。 ● 市民が抱える日常生活上の悩みごと、心配ごとに対し、きめ細かな相談体制が整えられています。

■現状と課題

- 商品やサービスの契約トラブルや悪質商法などに関する注意喚起を行うとともに、消費生活に関する普及啓発に取り組んでいます。また、商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談支援を行う消費生活相談室^{※2}の充実を図っていますが、悪質商法などの手口は複雑化、巧妙化しており、消費生活に関する普及啓発にさらに取り組む必要があります。
- 社会経済情勢や市民のライフスタイルなどが変化する中、生活における悩みごとや心配ごとは多様化、複雑化しています。各分野の専門相談員に相談できる市民相談への市民ニーズは依然高く、気軽に利用しやすい相談窓口の充実が重要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①消費者保護の推進、知識の普及啓発	● 各務原警察署などの関係機関と連携し、消費生活に関する必要な情報を出前講座などの開催や広報紙などで普及啓発し、市民の消費生活に関する知識向上と消費者被害の未然防止を図ります。 ● 特に取引の知識や経験が少なく、判断力も未熟な若者向けの周知啓発の取組を強化します。 ● 消費生活相談員^{※3}の専門的な知識や相談対応能力の向上に努めます。
②各種相談窓口体制の充実	● 市民が日常生活上の悩み事や心配事を弁護士などの専門家に気軽に相談しやすい相談窓口体制の充実とその活用を促進を図ります。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 安易に契約トラブルに巻き込まれないように正しい知識や情報を身につけます。
- 困ったことがあった時に、一人で抱え込むことなく市の相談窓口を利用します。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
消費者トラブル時の相談場所を知っている市民の割合	主	27.9% R5(2023)	UP	①
出前講座の実施回数(年間)	客	11回 R5(2023)	12回	①

<用語>

- ※1 消費生活：人が生活を行っていく中で、商品やサービスを購入してそれを消費するという部分のこと。
- ※2 消費生活相談室：消費やサービスなど消費生活全般に関する問合せや苦情を専門相談員が受け付けて対処し、問題の解決を支援する相談窓口。
- ※3 消費生活相談員：国・地方公共団体等が行う消費生活相談業務に携わる相談員のこと。

基本目標7

みんなが快適に暮らせる住みよいまち《都市基盤整備》

都市と自然が調和した各務原の都市基盤のもと、ハード・ソフト両面で、その利便性や強みをさらに活かし、暮らしの質を高め、便利で快適性の高い住みよいまちを目指します。

【1】都市活力

- ①適正な土地利用の推進
- ②魅力的なまちの創出
- ③公園の活用と緑化の推進
- ④空き家の利活用と適正管理の推進
- ⑤岐阜基地周辺環境の整備

【2】道路

- ①広域幹線道路の整備
- ②市内幹線道路・生活道路の整備
- ③橋りょう等の道路構造物の点検と管理

【3】流域治水

- ①河川の適正管理
- ②雨水排水対策の推進

【4】上下水道

- ①安全安心な水質の確保
- ②災害に強い水道管の整備
- ③公共下水道（污水）の整備及び維持管理

【5】公共交通

- ①公共交通ネットワークの維持
- ②ふれあいバス・チョイソコの運行

基本目標7. みんなが快適に暮らせる住みよいまち《都市基盤整備》	
施策1. 都市活力	
目指す姿	● 中心市街地は活性化し、郊外の既存集落においてもコミュニティが維持されています。 ● 愛着や誇りを感じる質の高い住環境が整っています。 ● 公園やその周辺エリアにはにぎわいが広がり、緑豊かな美しいまちに住みたいと思う人が増えています。 ● 航空自衛隊岐阜基地の周辺環境の整備により、市民は基地と共存しながら快適な暮らしを送っています。

■現状と課題

- 人口減少・少子高齢化が進行する中、鉄道駅周辺のエリアにおいて、集客施設の進出や人口集積を進めることが重要です。また、市郊外の住宅団地や市街化調整区域^{※1}の既存集落では、既存コミュニティの維持が課題となっています。
- 質の高い魅力的なまちなみは、長い時間をかけて形成されるため、地域の特性に応じた景観の形成を継続的に図ることが重要です。また、官民連携により、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげるとともに、魅力あるまちづくりを担う人材を育成する必要があります。
- 市民、自治会、地域のボランティアなどと連携し、緑地の保全、緑化の推進、公園の整備などに取り組んでいます。まちの緑を大切に、身近に自然や緑を感じることができ環境を維持するため、施設の老朽化や地域のニーズに応じて、適切に維持管理することが重要です。
- 人口減少が進む中で、市を東西に横断する鉄道や幹線道路を軸とした都市構造を基本とし、市内に16ある鉄道駅周辺を中心とした市街地に、居住機能と都市機能を誘導することが重要です。また、国道21号は、東海北陸自動車道・岐阜各務原インターチェンジに接続するなど、周辺都市へのアクセスも非常に便利であることから、幹線道路の沿線や岐阜各務原インターチェンジの周辺エリアには、新たな産業を戦略的に誘導することが重要です。
- 市民公園・学びの森周辺のエリアでは、民間活力を活用し、にぎわいの創出につながっています。そのにぎわいがさらに新たなにぎわいへと広がり、まちの魅力の向上につながる好循環を生み出すことが重要です。
- 子どもが安全に公園を利用でき、保護者が安心して子どもを遊ばせられる環境を整備することが重要です。
- 人口減少・少子高齢化の進展により、空き家や空き店舗が増加しています。空き家等の増加は、防災、防犯、衛生、景観など多岐にわたり問題となるため、その発生の抑制や利活用の取組を進めることが必要です。
- 現存する日本最古の飛行場である岐阜基地は、本市が誇る航空機産業の発展に大きく寄与した一方で、市民生活に様々な影響を与えているため、その緩和や周辺環境の改善を図ることが必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①適正な土地利用の推進	● 秩序ある土地利用の誘導を図り、未利用土地の有効活用の方角性を検討するとともに、生活基盤が整っている市街化調整区域における計画的な土地利用を進めます。 ● 鉄道駅や幹線道路周辺エリアなど、都市構造に応じた適正な用途地域^{※2}の見直しを行います。 ● 集落形成の経緯、人口推移、下水道等の都市基盤の整備状況などを総合的に判断し、市街化調整区域の開発行為の許可基準の緩和を検討します。
②魅力的なまちの創出	● 鉄道駅周辺エリアや駅前広場の整備など交通結節点^{※3}の機能の充実を図り、まちの利便性や安全性の向上を図ります。 ● 官民連携^{※4}により、まちの拠点整備や空き店舗の利活用などを図り、「歩きたくなるまちづくり」を推進します。 ● 質の高い魅力的なまちなみの形成に向けて、景観政策を推進するとともに、新たな大規模開発区域には適切な「景観計画」を策定します。
③公園の活用と緑化の推進	● 市民生活に憩いをもたらす地域資源として、市民や事業所と連携し、緑化活動や緑豊かな公園の整備に取り組むとともに、まちの緑の適切な維持管理に努めます。 ● 市民や民間事業者とともに公園の利活用について考え、その整備やリニューアルに取り組むとともに、公園の運営に民間活力を積極的に導入することで、まちなのにぎわいの創出を図ります。 ● 市民が安全安心に公園を利用できるよう、公園施設の補修や更新を計画的に行うとともに、災害時の利活用を踏まえた整備等を行います。
④空き家の利活用と適正管理の推進	● 空き家に関する相談会や出前講座を実施し、管理不全の空き家の発生を抑制します。 ● 空き家の利活用の推進、空き家所有者に適正な管理を促すことで、安全安心な住環境の維持を図ります。
⑤岐阜基地周辺環境の整備	● 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、コミュニティ施設や公園、道路など、基地周辺の生活環境等を整備します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- まちづくりに興味・関心を持ち、ワークショップ^{※5}などを通して、積極的に参加します。
- 空き家の適正管理に努めます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
自然と調和した美しいまちなみが整っていると感じる市民の割合	主	73.5% R5(2023)	UP	①② ③④
近くに行きたくなると思う公園がある市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	③
居住誘導区域※ ⁶ 内の人口密度	客	85.2 人/ha R2(2020)	86.0 人/ha	①
まちづくり事業エリアにおける新規出店数(累計)	客	— —	15 件	②
公園でのイベント数(年間)	客	29 件 R5(2023)	35 件	③
空き家リノベーション事業※ ⁷ 登録物件数(H28～累計)	客	104 件 R5(2023)	125 件	④

■関連する主な計画

- ・各務原市都市計画マスタープラン(2016～2025)
- ・各務原市立地適正化計画(2021～2041)
- ・各務原市緑の基本計画(2016～2025)
- ・各務原市公園施設長寿命化計画(2018～2027)
- ・各務原市空家等対策計画(2021～2025)

<用語>

- ※1 市街化調整区域:都市計画区域のうち市街化を抑制する区域。市街化調整区域内では原則、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、市街化を促進する都市施設の整備も行われない。また、原則として用途地域を定めないこととされている。
- ※2 用途地域:都市計画法及び建築基準法に定められ、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第1種低層住居専用地域をはじめ13種類ある。用途地域を設定することで、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制、誘導がされ、用途の混在や建築物の過密化を防止することができる。
- ※3 交通結節点:交通手段相互の接続にあたり、安全で快適な乗り換え環境を有する施設をいう。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場など。
- ※4 官民連携:行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や市民満足度の最大化を図る。
- ※5 ワークショップ:もともとは仕事場、作業所、工房といった意味。まちづくりでは、一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のこと。
- ※6 居住誘導区域:人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
- ※7 空き家リノベーション事業:空き家を活用したい所有者と、空き家をDIYして自分らしい暮らしをしたい借主のマッチングや契約を各務原市、民間企業、大学、金融機関が四位一体となってサポートする事業。

(注)「空家」「空き家」:空家等対策の推進に関する特別措置法に定義されているものとして使用する場合は「空家」、一般的な用語で使用する場合は「空き家」と記載する。ただし、すでに事業等の名称で使用されている場合はこの限りではない。

基本目標7. みんなが快適に暮らせる住みよいまち《都市基盤整備》	
施策2. 道路	
目指す姿	● 本市と近隣市町とを結ぶ主要な広域幹線道路網が整備されています。 ● 交通混雑が解消され、利便性や安全性の高い市内幹線道路が整備されています。 ● 狭あい道路※¹ が解消され、傷んだ舗装や側溝が修繕されるなど、身近な生活道路が整備されています。 ● 橋りょうなどの道路構造物の長寿命化と耐震化が計画的に進められ、既存施設が安全に大切に活用されています。

■現状と課題

- 広域幹線道路の早期整備を実現するため、国、県、周辺自治体との連携を強化するとともに、早期の事業化に至らない路線については、柔軟かつ戦略的に取り組むことが必要です。
- 市内幹線道路の整備を進めるとともに、緊急車両の進入が困難な狭あい道路の拡幅など、生活道路の整備を進めることが必要です。
- 市内の道路について適正な維持管理に努めるとともに、交通渋滞の緩和や歩行者の安全の確保など、市内道路交通の円滑化を図ることが必要です。
- ドローンやロボットによる点検など、先進的な技術を活用し、計画的かつ効率的に、インフラ施設を更新することが重要です。
- 橋りょうなどの道路構造物の老朽化が進む中で、地域や利用者と調整しながら、施設の集約化を検討することが必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①広域幹線道路の整備	● 人の交流や産業の振興、都市の活性化に資する広域的・機能的な道路交通体系の確立に向けて、国や県、関係自治体と連携して整備の促進を図ります。 ● 特に重要路線と位置付ける(都)各務原扶桑線・新愛岐大橋(仮称)、(都)犬山東町線バイパス、(都)岐阜鵜沼線、(都)日野岩地大野線、(主)川島三輪線の早期全線開通に向けて、県や関係自治体との連携を強化します。
②市内幹線道路・生活道路の整備	● 安全で利便性の高い幹線市道の整備を計画的に推進します。また、良好な住環境の形成などを誘導するため、計画的に地区計画道路の整備を行います。 ● 交通の円滑化と交通事故の防止を図る交差点の改良や踏切の安全対策を推進します。 ● 安全で良好な住環境を維持するため、道路舗装や側溝の整備など、適切な道路の維持管理や狭あい道路の解消を推進します。 ● 公共交通の補完、渋滞緩和、環境負荷※²の低減などの観点から、自転車ネットワーク(自転車通行空間)※³の整備を検討します。
③橋りょう等の道路構造物の点検と管理	● 「長寿命化計画」や「耐震化計画」を適切に立案し、橋りょう等の予防保全型管理を推進します。 ● ドローンやロボットを活用し、効率的な道路構造物の維持管理に取り組みます。 ● 老朽化が著しい橋りょう等は、自治会や地域住民と調整しながら、周辺の橋りょう等との集約化を検討します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 道路や歩道、側溝等の清掃に努めます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
円滑に移動できる道路網が整備されていると感じる市民の割合	主	60.3% R5(2023)	UP	①②
歩道を安心して通ることができると感じる市民の割合	主	47.3% R5(2023)	50.0%	①②
市内幹線道路の整備(新設・改良)延長(累計)	客	— —	3,000m	②
狭あい道路整備件数(累計)	客	88 件 R5(2023)	113 件	②
橋りょう(横断歩道橋を含む)の長寿命化、耐震化の実施数(累計)	客	— —	12 橋	③

■関連する主な計画

- ・各務原市都市計画マスタープラン(2016～2025)
- ・各務原市道路整備計画(2022～2037)
- ・橋りょう長寿命化修繕計画(2019～)
- ・橋りょう耐震補強計画(2019～)

<用語>

- ※1 狭あい道路:主に幅員 4m 未満の道路。
- ※2 環境負荷:人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれがあるもの。
- ※3 自転車ネットワーク(自転車通行空間):歩行者、自転車、自動車とともに安全で快適に通行できるよう、車道の一部を活用した自転車レーンの設置や歩道内での構造的・視覚的分離などの手法によって整備される自転車の通行部分をいう。

基本目標7. みんなが快適に暮らせる住みよいまち《都市基盤整備》	
施策3. 流域治水※ ¹	
目指す姿	河川を適正に管理するとともに、雨水管渠※²、雨水貯留施設※³を整備することで、水害から市民の生命や財産が守られています。

■現状と課題

- 河川や水路の環境美化や美観の維持に対する関心が高まっていますが、高齢化の進展などに伴い、市民や地域の清掃活動が縮小し、管理者への負担が増えています。そのため、施設の老朽化対策とあわせ、市民やボランティア団体と連携し、河川や水路を適正に管理することが必要です。
- 激化する局地的な豪雨により、住宅の浸水被害や道路の冠水などが発生しているため、計画的な内水浸水※⁴対策が必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①河川の適正管理	- 老朽化した河川管理施設の改修等を適切に行うとともに、ボランティア団体等と連携し、堤防法面の除草や土砂の浚渫※⁵、清掃を行い、河川や水路の適切な維持管理に努めます。 - 国や県が管理する河川においては、適切に治水対策や維持管理が行われるよう、継続的に国や県に要望します。
②雨水排水対策の推進	- 集中豪雨による内水浸水被害を解消するために、雨水管渠や雨水貯留施設の整備を推進します。 - ため池や水田などの既存の地域資源を活用するなど、様々な雨水貯留対策を検討します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 河川のごみ拾いや草刈りなど、できることから積極的に取組を始めます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
内水ハザードマップ※ ⁶ の認知度	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	①②
河川で清掃活動をするパークレンジャー※ ⁷ 団体の数(年間)	客	2 R5(2023)	3	①
下水道全体区域内における5年確率降雨に対する未整備区域面積解消率※ ⁸	客	— —	10.0%	②

■関連する主な計画

- ・木曽川右岸流域関連各務原市公共下水道事業計画(1982～2025)

<用語>

- ※1 流域治水：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
- ※2 雨水管渠（うすいかんきょ）：雨水を運ぶため、道路などの地下に埋設されている、雨水専用の下水管。
- ※3 雨水貯留施設：降った雨を一時的に溜めて雨水の流出を段階的に行うことで、周辺区域及び下流域への負荷を軽減する施設。貯留池、地下貯留槽、校庭貯留などがある。
- ※4 内水浸水：短時間に激しい雨が降ることによって下水道の排水が間に合わず、雨水があふれて浸水が発生するものや、大雨で河川の水位が高くなることで、雨水が排水できず浸水が発生するもの。
- ※5 土砂の浚渫（しゅんせつ）：港湾・河川などの水深を深くするため、水底をさらって土砂などを取り除くこと。
- ※6 ハザードマップ：自然災害が発生した際に想定される危険な場所や、避難場所などの情報を表示した地図。
- ※7 パークレンジャー：市内の道路、河川や公園、広場などの緑化又は清掃、公共施設利用者のマナー指導などの活動のいずれか（複数可）をボランティアで行う市民団体。
- ※8 下水道全体区域内における 5 年確率降雨に対する未整備区域面積解消率：雨水幹線水路や雨水貯留施設の整備により、5年に1回程度の確率で発生する大雨が降った場合に浸水しない区域の割合。

基本目標7. みんなが快適に暮らせる住みよいまち《都市基盤整備》	
施策4. 上下水道	
目指す姿	● 水道水質に対する要求水準を満たし、将来にわたり安全性を確保した水道水を供給しています。 ● 災害時においても安定した水道水を供給しています。 ● 下水道が適切に整備、管理され、市民の快適な生活が確保されています。

■現状と課題

- 市内の約半数の世帯へ配水する三井水源地において、原水^{※1}に含まれる有機フッ素化合物^{※2}の濃度が、国の示す暫定目標値を超過していることから、安全安心な水質をより安定的に確保するための対策が急務です。
- 災害に強く、安定した給水体制を確保するため、水道施設の耐震化と適切な維持管理が必要です。
- 水道管路の耐震化は、将来的な給水人口の減少に伴う料金収入の低下、材料価格等の高騰による工事費の増加などを踏まえて効率的に実施することが必要です。
- 下水道の整備は、市街化区域^{※3}内では概ね完了し、市街化調整区域^{※4}の住宅密集地を中心に整備を進め、その普及率は着実に伸びています。未普及地域の整備を進めるとともに、これまで整備されてきた施設の耐震化や適切な維持管理が必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①安全安心な水質の確保	● 水道水に含まれる有機フッ素化合物対策について、浄化施設の維持管理を徹底し、国の示す数値^{※5}を満たした状況を確実に維持します。 ● 市民に安全安心な水道水を安定的に供給するため、有機フッ素化合物に対応できる処理施設を早期に整備するとともに、長期的な水質改善対策に取り組めます。 ● 市民に有機フッ素化合物対策などの情報を適切かつ速やかに公表し、不安の払拭や信頼の回復に努めます。
②災害に強い水道管の整備	● 地震等災害が発生した場合でも、市民生活に欠かせない水道水を安定して供給するため、水道管路の耐震化を推進します。
③公共下水道（污水）の整備及び維持管理	● 下水道施設の計画的な整備に取り組むとともに、すでに整備が完了した区域における水洗化率の向上に努めます。 ● 下水管路の適切な維持管理、計画的な老朽化・耐震対策を推進します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 生活や活動の中で、水資源を大切に利用します。
- 下水道事業に対する理解を深めます。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
水道水を安心して飲むことができると感じる市民の割合	主	77.3% R5(2023)	UP	①
水道水に含まれる有機フッ素化合物濃度	客	国の示す数値以下	国の示す数値以下	①
水道管路の耐震化率(累計)	客	39.0% R5(2023)	45.4%	②
下水道普及率※6	客	83.9% R5(2023)	85.6%	③

■関連する主な計画

- ・各務原市水道事業経営戦略(2017～2026)
- ・各務原市下水道事業経営戦略(2024～2053)
- ・木曽川右岸流域関連各務原市公共下水道事業計画(1982～2025)
- ・各務原市下水道ストックマネジメント計画(2024～2028)
- ・各務原市下水道総合地震対策計画(2019～2028)

<用語>

- ※1 原水:水源地周辺の井戸からくみ上げられた地下水のこと。水道水の元となる水。
- ※2 有機フッ素化合物:炭素とフッ素の結合をもつ有機化合物で、そのうちペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とペルフルオロオクタン酸(PFOA)は、環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、国内外において製造、使用等が規制されている。
- ※3 市街化区域:すでに市街地を形成している区域、又は概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
- ※4 市街化調整区域:都市計画区域のうち市街化を抑制する区域。市街化調整区域内では原則、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、市街化を促進する都市施設の整備も行われない。また、原則として用途地域を定めないこととされている。
- ※5 国の示す数値:前期基本計画策定時は、暫定目標値として、PFOS と PFOA の合計値が 50ng/L 以下と示されている。これは体重 50kg の人が水を一生涯にわたって毎日 2 リットル飲用しても健康に悪影響が生じないと考えられる水準をもとに設定されたもの。
- ※6 下水道普及率:対象となる行政区域内で、下水道を利用できる人口の割合のこと。下水道を利用できる人口を行政区域内人口で除した値で算出。

基本目標7. みんなが快適に暮らせる住みよいまち《都市基盤整備》	
施策5. 公共交通	
目指す姿	● 市民は便利で快適に公共交通で移動しています。

■現状と課題

- 人口減少・少子高齢化の進展などにより、公共交通を取り巻く環境が大きく変化する中で、公共交通に対するニーズは高くなっています。そのため、社会経済情勢や市民のニーズに対応した公共交通サービスを提供することが必要です。
- 地域公共交通における運転士が慢性的に不足しているため、運転士を確保し、公共交通ネットワークを維持していくことが必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①公共交通ネットワークの維持	● 各務原市地域公共交通会議^{※1}において、市民、交通事業者、行政、関係機関が課題を共有し、連携して、地域公共交通ネットワークの維持、改善、サービスの向上に取り組めます。 ● 地域公共交通の運転士確保に向けた支援策を検討します。 ● MaaS^{※2}や自動運転などの先進的な交通サービスの導入可能性を研究します。
②ふれあいバス ^{※3} ・チョイソコ ^{※4} の運行	● 市民や利用者との対話、利用実態の把握を継続的に行い、地域の特性やニーズに合わせ、利便性の向上を図ります。 ● まちづくり施策や福祉施策と連携し、誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供に取り組めます。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- パークアンドライド^{※5}などで、公共交通を積極的に利用します。
- ふれあいバスやチョイソコを積極的に利用します。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
ふれあいバス・チョイソコに対する不満割合	主	29.0% R5(2023)	DOWN	②
市内公共交通の年間利用者数(鉄道・バス・タクシー・ふれあいバス・チョイソコ)	客	1,524 万人 R4(2022)	1,524 万人以上	①
ふれあいバス・チョイソコの年間利用者数	客	231,919 人 R4(2022)	231,919 人以上	②

■関連する主な計画

・各務原市地域公共交通計画(2024～2030)

<用語>

- ※1 各務原市地域公共交通会議：道路運送法に基づく地域公共交通会議と地域交通法に基づく法定協議会の両者を兼ねる組織。地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送についての協議や「地域公共交通計画」の作成と実施に関して必要な協議を行う。
- ※2 MaaS：「Mobility as a Service」の略。複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行うサービスの総称。
- ※3 ふれあいバス：平成 12(2000)年から市が運行しているコミュニティバス。
- ※4 チョイソコ：2 年間の実証後、令和 4(2022)年に本格運行を開始した予約制の乗合交通。「チョイソコかかみがはら」は、鵜沼南と須衛・各務・八木山エリアで運行。
- ※5 パークアンドライド：市街地への自動車の流入を抑制するための対策で、市街地周辺部に駐車し、市街地では公共交通機関を利用するシステム。

基本目標8

みんなで創るにぎわいと活力のあるまち《産業・交流》

多くの人々が希望を持って働き、地域を支える産業が活性化し、活力を生み出すとともに、各務原の様々な資源が交流を創り出し、にぎわいあふれる元気なまちを目指します。

【1】工業

- ①企業の誘致と競争力向上
- ②ものづくりの高度化と生産性向上
- ③持続可能なものづくりの推進

【2】商業

- ①商業・サービス業の発展
- ②起業やスタートアップ支援の充実

【3】農業

- ①農地の効率的な利用と担い手の育成支援
- ②農産物の生産支援
- ③農業基盤整備の推進
- ④森林の維持保全

【4】雇用

- ①雇用対策の強化
- ②次世代を担う人材の育成支援
- ③多様な人材の活躍促進

【5】観光・交流

- ①観光資源の充実
- ②広域観光連携の推進
- ③岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の充実

基本目標8. みんなで創るにぎわいと活力のあるまち《産業・交流》	
施策1. 工業	
目指す姿	● ものづくり企業が、競争力を高めながらビジネスを着実に獲得しています。

■現状と課題

- 市内には、航空機や自動車をはじめとしたものづくり企業が多く集積しており、市の製造品出荷額は20年にわたり県下トップを維持していますが、地域経済の活性化を図るため、企業誘致や企業の新規立地に対する支援に取り組む必要があります。
- 予測困難で、先行きが不透明な社会経済情勢の中、中小ものづくり企業の事業の多角化の促進や競争力の向上のため、販路開拓や新たなビジネス創出に対する支援が求められています。また、その技術の高度化や生産性の向上を通して持続可能なものづくりを実現するために、デジタル技術の活用やカーボンニュートラル^{※1}への対応などの取組への支援が求められています。

■取組方針

取組方針	内 容
①企業の誘致と競争力向上	● 地域経済の活性化を図るため、企業誘致に取り組むとともに、企業誘致が可能な用地の調査・検討を行います。また、新たに立地する企業に対して、県と連携して支援します。 ● 中小ものづくり企業に対して、企業間連携や産学官^{※2}連携などによる新たなビジネスの創出や販路開拓に向けた支援を行います。
②ものづくりの高度化と生産性向上	● 中小ものづくり企業の技術の高度化や生産性の向上を図るため、DX^{※3}化やデジタル人材の育成、省力化や省人化に資する取組を支援します。
③持続可能なものづくりの推進	● 中小ものづくり企業が持続可能な社会の実現に向けた取組を推進するため、各務原商工会議所と連携し、SDGs^{※4}や脱炭素^{※5}に向けた取組を支援します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 市内産業の活性化や新たな事業展開、雇用機会の創出に取り組んでいます。
- SDGs やカーボンニュートラルに資する取組を積極的に進めています。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
工業に活力があるまちだと思う市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	① ② ③
製造品出荷額等(年間)	客	7,723 億円 R3(2021)	8,000 億円	①
市の各種支援制度の活用件数(高度化や生産性向上に資する投資)	客	126 件 R5(2023)	135 件	②
市の支援制度を活用した設備投資件数(持続可能な産業の推進に資する投資)	客	12 件 R5(2023)	13 件	③

■関連する主な計画

・各務原市産業振興ビジョン(2018～2027)

<用語>

- ※1 カーボンニュートラル:温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
- ※2 産学官:産は企業など産業界、学は大学など研究・教育機関、官は公的機関のこと。
- ※3 DX(デジタル・トランスフォーメーション):「進化したデジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という概念。単なるデジタル化ではなく、デジタル技術の活用による新たなサービス・価値の提供等を通して、制度や組織文化なども変革していくような取組を指す。
- ※4 SDGs(持続可能な開発目標):「Sustainable Development Goals」の略称で、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓うもののこと。
- ※5 脱炭素:パリ協定第 4 条 1 に規定されている「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する」こと。

基本目標8. みんなで創るにぎわいと活力のあるまち《産業・交流》	
施策2. 商業	
目指す姿	● 誰もが買い物をしやすい環境が整っています。

■現状と課題

- 大規模小売店やコンビニエンスストア、ドラッグストア、インターネット通信販売など、買い物の場や機会が多様化する中、各務原商工会議所や商店街などへの支援を通して、市内の商業・サービス業の振興を図っています。
- 市内の商店街は、店舗の老朽化や空き店舗の増加のほか、会員減少による活動の維持が課題となっており、その運営支援が求められています。
- 起業や新規事業の展開は、資金調達や販路開拓が難しいことや、起業者に経営に関する知識やノウハウが不足していることが課題となっています。そのため、商工会議所をはじめとした関係機関と連携し、多面的な創業支援が必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①商業・サービス業の発展	● 空き店舗の利活用など、商店街の活性化に資する取組を支援します。 ● 商工会議所と連携し、経営改善に関するセミナーを開催するなど、商業・サービス業の経営基盤の強化を支援します。
②起業やスタートアップ支援の充実	● 「各務原市認定創業支援等事業計画」に基づき、商工会議所や金融機関などの認定連携創業支援等事業者との連携を強化し、創業前、創業後の各ステージに応じて、創業セミナーや創業相談を開催するなど、関係機関の強みを活かした相談支援体制の充実を図ります。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 地元商店の利用や商店街イベントへの参加、SNS※¹を通じた地元商店の魅力発信を行います。
- 市や商工会議所が実施する経営改善や起業に関するセミナー等に積極的に参加します。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
食料品等の買い物に不自由を感じない市民の割合	主	82.8% R5(2023)	UP	①②
市内総生産(第3次産業)	客	3,553億円 R3(2021)	4,200億円	①
創業塾※2への参加から創業に至った件数(年間)	客	3件 R5(2023)	5件	②

■関連する主な計画

- ・各務原市産業振興ビジョン(2018～2027)
- ・各務原市認定創業支援等事業計画(2025～2029)

<用語>

※1 SNS:「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービス。

※2 創業塾:税務、会計、マーケティング、営業・販売戦略や創業・事業運営に伴う諸手続など、創業前に知っておきたい実務のポイントや事業計画の作成方法を学習するセミナー。

基本目標8. みんなで創るにぎわいと活力のあるまち《産業・交流》	
施策3. 農業	
目指す姿	● 優良な農地が確保、保全されているとともに、農地の集積・集約化※¹が進み、効率的な利用が図られています。 ● 森林の多面的機能※²が発揮された市民に広く親しまれる山林が維持されています。

■現状と課題

- 国土の保全、水源の涵養※³、生態系の保全、良好な景観の形成など、農地が有する多面的機能の重要性は増しています。その一方で、市内には中小規模の圃場※⁴が点在し、作業効率が悪いことや、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地※⁵の増加が課題となっていることから、農地の保全と効率的な利用に向けた取組が必要です。
- 農業従事者が減少する中、生産性の向上や省力化が課題となっており、デジタル技術を活用することで解決する「スマート農業※⁶」に取り組む必要があります。
- 地球温暖化※⁷の進行は、農作物の品質の低下や収穫量の減少など、農業生産にも大きな影響を及ぼしています。そのため、健全な土壌環境の維持などにより農業の自然循環機能を増進する有機農業※⁸など、環境保全型農業※⁹の取組の重要性が高まっています。
- 「各務原にんじん」は、産学官※¹⁰の連携により、市のブランドとして定着しつつあります。「各務原にんじん」の生産振興、消費拡大、地産地消※¹¹をより一層推進するため、それぞれの強みを活かし、地域ぐるみで継続した取組が必要です。
- 地産地消の取組は、持続的な農業に重要です。また、市民が身近な農産物に対する理解を深め、生産者の努力に対する感謝を育むことにつながります。そのため、学校給食の食材に利用していますが、さらなる取組の推進が重要です。
- 農業用施設の老朽化が進んでおり、安定的な農業生産を維持するため、その長寿命化を図る必要があります。
- 人口減少・高齢化が進展することで、森林の適正な管理が行われず、人工林の荒廃を招き、周辺への悪影響を及ぼすことなどが懸念されています。

■取組方針

取組方針	内 容
①農地の効率的な利用と担い手の育成支援	● 地域の農業や農地を守るため、その将来の姿を定める「地域計画※12」による地域ぐるみの取組を支援します。 ● 農業委員会やJA等と連携し、農地の集積・集約化を含めた効率的利用を促進するとともに、優良農地の確保・保全を図ります。 ● 県、JA、地域の農業従事者と連携し、意欲ある担い手や農業法人の確保、新規就農者の育成を支援します。 ● 農地の多面的機能の維持を図るため、地域活動への支援や適切な保全管理に努めます。
②農産物の生産支援	● 県やJAと連携を強化し、生産性の向上のための農業のスマート化や安全安心な農産物の生産を支援します。 ● 県等関係機関で構成されるプロジェクトチームに参加し、地域における有機農業の実態把握、有機農業推進上の課題抽出と解決策の検討、有機農業の営農モデルづくりなどの活動に取り組みます。 ● 「各務原にんじん」や「御膳粳※13」をはじめとした市内農産物のブランド化や地産地消を推進するため、産学官や関係機関等との連携の強化を図ります。 ● 市民農園や畜産体験など、市民が農業に触れ、親しむことができる場や機会を提供します。
③農業基盤整備の推進	● 農業生産を支える農業用水を安定的に供給するため、農業施設の適切な維持管理を行います。 ● 「地域計画」の「目標地図※14」に基づき、農地の広区画化※15を図り、担い手への集積率向上を目指します。
④森林の維持保全	● 森林の多面的機能を維持するため、森林環境譲与税※16や、森林経営管理制度※17を活用し、適切に維持・保全を図ります。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 地産地消に心がけ、市の特産品をPRします。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
農業に活力があるまちだと思う市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	① ② ③
市内の里山林※ ¹⁸ に満足している市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	④
認定農業者※ ¹⁹ 数(年間)	客	60 人 R5(2023)	60 人維持	①
生産支援に係る補助件数(年間)	客	14 件 R5(2023)	15 件	②
担い手等への農地利用集積面積(累計)	客	314ha R5(2023)	332ha	③
森林所有者意向等調査総面積(累計)	客	107ha R5(2023)	393ha	④

■関連する主な計画

- ・各務原市産業振興ビジョン(2018～2027)
- ・各務原市農業振興地域整備計画(1973～定めなし)
- ・各務原市森林整備計画(2021～2030)

<用語>

- ※1 農地の集積・集約化:「集積」とは、農地を、農業の担い手などの「人」を単位としてまとめること。「集約」とは、農作業を連続して効率的に行えるよう、分散した耕作地をまとめること。
- ※2 多面的機能:生物多様性の維持、地球環境の保全、国土の保全、水源の涵養、快適な環境の形成、保健・レクリエーション、文化の維持及び継承、木材や食料の生産などの様々な役割のこと。
- ※3 涵養(かんよう):降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
- ※4 圃場(ほじょう):作物を栽培する田畑。農圃。
- ※5 耕作放棄地:以前耕作地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する予定のない土地。
- ※6 スマート農業:ロボットや AI(人工知能)、インターネットなどのデジタル技術を活用し、農業の生産性向上を図ること。
- ※7 地球温暖化:CO₂などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇する現象のこと。
- ※8 有機農業:化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。
- ※9 環境保全型農業:農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通して化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。
- ※10 産学官:産は企業など産業界、学は大学など研究・教育機関、官は公的機関のこと。
- ※11 地産地消:地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費する取組。
- ※12 地域計画:農業経営基盤強化促進法に基づき、農業関係者が協議して作成する、農地の効率的かつ総合的な利用を図るための計画。
- ※13 御膳粳:江戸時代、徳川将軍をはじめとする大奥の人々のために献上された米のこと。当時、各務原市域の幕領でもつくられていた史実が明らかとなっている。
- ※14 目標地図:目標とする集積・集約後の農地の姿を将来の担い手毎に色分けして示した図のこと。
- ※15 広区画化:複数の農地をまとめ一つの大きな農地にすること。
- ※16 森林環境譲与税:パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため創設された制度。
- ※17 森林経営管理制度:手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託(経営管理権の設定)を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理(市町村森林経営管理事業)をする制度。
- ※18 里山林(さとやまりん):居住地域近傍に広がる、古くより薪炭用木材の採取や落ち葉の肥料としての利用、山菜採取等を通し、地域住民により維持管理されていた森林のこと。
- ※19 認定農業者:市町村ごとに定められた農業経営の目標に向けて、農業経営の改善を進める計画を市町村等に提出し、その計画が認められた農業者のこと。

基本目標8. みんなで創るにぎわいと活力のあるまち《産業・交流》	
施策4. 雇用	
目指す姿	● 市の産業を担う人材が確保できています。

■現状と課題

- 市内企業の多くが慢性的な人材不足に悩んでいることから、ウェブサイトなどを活用したプロモーションや学生と企業の就職マッチング機会を確保することが必要です。また、将来を担う子どもに対して、市内企業の魅力を伝え、生まれ育った地域で就職する意識の醸成が重要です。
- コロナ禍以降、製造業の生産が急回復する中、本市の基幹産業である「ものづくり企業」を中心に人材不足が深刻化し、人材育成にも遅れが生じています。また、新卒社員の早期離職が、企業の人材不足の要因の一つに挙げられます。中小企業には、人材育成に関する十分なノウハウがないなどの課題もあり、その人材育成と離職防止に向けた支援が必要です。
- 人口減少・少子高齢化の進展などにより、生産年齢人口が減少することが見込まれることから、女性・高齢者・障がい者など多様な人材を積極的に活用することが必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①雇用対策の強化	● 高校や大学と連携し、合同企業説明会や企業見学ツアーなどを開催し、学生と市内企業の就職マッチング機会を創出します。 ● 商工会議所やハローワーク等と連携して中小企業の採用力強化を支援し、若者の市内企業への就職を促進します。
②次世代を担う人材の育成支援	● 中小企業の人材確保に向け、人材の育成や定着の取組を支援します。 ● 市内企業が持つ技術力や魅力をPRし、子どもの興味や関心を喚起するため、「ものづくり見学事業※1」の充実を図るほか、就職促進のため、企業と地域、高校生・大学生等との相互交流の機会を創出します。
③多様な人材の活躍促進	● 女性・高齢者・障がい者等多様な人材が働きやすい環境の整備や、短時間労働等仕事の切り出しを通して、人手不足を解消するため、企業見学会やセミナー等を開催し、企業とのマッチング機会を創出します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 自発的、積極的に各種セミナーなどに参加し、就労意欲の高揚を図ります。
- 高校や大学への求人活動を積極的に行います。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
就職イベント参加者の満足度	主	87.7% R5(2023)	UP	① ② ③
市主催企業説明会のマッチング件数(年間)	客	994 件 R5(2023)	1,000 件	①
セミナー等の参加企業数(年間)	客	30 社 R5(2023)	50 社	②
中途向け就職説明会のマッチング件数(年間)	客	481 件 R5(2023)	500 件	③

■関連する主な計画

・各務原市産業振興ビジョン(2018～2027)

<用語>

※1 ものづくり見学事業：子どもたちの将来の夢や郷土愛を育むため、市内の様々な分野で活躍する人材や企業、誇るべき施設や歴史遺産などを活用し、地域の皆さんと連携して子どもたちの育成に努める「かかみがはら寺子屋事業」のうち、市内企業の見学等を通して、働く事の意義等を考える契機とする事業。

基本目標8. みんなで創るにぎわいと活力のあるまち《産業・交流》	
施策5. 観光・交流	
目指す姿	● 魅力ある様々な観光資源・イベントがあり、多くの観光客が訪れています。

■現状と課題

- 市には、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館^{※1}や河川環境楽園^{※2}、新境川堤の「百十郎桜^{※3}」など、魅力ある様々な観光資源がありますが、その認知度はまだ十分ではありません。観光資源や市民公園などの活用を含め、その魅力をさらに向上させるとともに、情報発信を強化することが必要です。
- 岐阜県を主体に、4市1町（各務原市、美濃加茂市、可児市、犬山市、坂祝町）で協議会を設立し、木曽川中流域の観光推進に取り組んでいますが、各自治体の観光資源、強みを活用して相互のにぎわいを実感できる取組としていく必要があります。
- 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の展示内容の充実や魅力向上のため、企画棟を活用した展示や体験型コンテンツの設置、魅力的なPRを図ることで、来館者の増加につなげる必要があります。

■取組方針

取組方針	内 容
①観光資源の充実	● 各務原市観光協会や地域と連携し、本市の魅力的な観光資源を活用した観光ルートの検討、イベントの実施のほか、ブランド力のさらなる強化、新たな観光資源の発掘や観光商品の開発に取り組めます。 ● 各務原のものづくりの魅力を伝えるため、工場や製造現場等の見学を通して、地域が保有する高度な技術等に触れることができる産業観光に取り組めます。 ● メディア、SNS^{※4}など多様な媒体を活用し、積極的、効果的に観光情報を発信します。
②広域観光連携の推進	● 関係する自治体・観光協会と連携し、木曽川の自然や木曽川に育まれた中流域の歴史、文化、生活を観光資源として活用し、当該エリアの周遊性を高め、誘客促進を図ります。
③岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の充実	● 県と連携し、海外博物館との連携協定を活用した企画展のほか、市の歴史紹介等を通して郷土愛を醸成するなど、魅力ある企画展を開催します。 ● SNSなどを活用し、展示物や企画展などの魅力を積極的に情報発信します。 ● 魅力向上につながる新たな展示物の受け入れを推進するほか、施設の適正管理に努めます。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- イベントに積極的に参加するとともに、市の観光資源やイベントをPRします。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
観光資源の魅力が市内外に伝わっていると感じる市民の割合	主	新規設定 R7 市民満足度調査で測る	UP	① ② ③
観光入込客数※ ⁵ (年間)	客	602 万人 R5(2023)	606 万人	①②
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館入館者数(年間)	客	21 万人 R5(2023)	22 万人	③

■関連する主な計画

・各務原市産業振興ビジョン(2018～2027)

<用語>

- ※1 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館：世界に唯一現存する「飛燕」の実機や国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」の実物大模型等、実機41機、実物大模型15機の計56機を展示する国内唯一の本格的な航空と宇宙の専門博物館。
- ※2 河川環境楽園：国営公園、岐阜県営公園、自然共生研究センター、東海北陸自動車道・川島PA及びハイウェイオアシスから構成された複合型の公園。
- ※3 百十郎桜：桜を寄贈した歌舞伎役者・市川百十郎の名前にちなみ名付けられた桜の名所。新境川の両岸に約1,000本の桜が続き「日本さくら名所100選」に選ばれている。
- ※4 SNS：「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービス。
- ※5 観光入込客数：観光地点及び行祭事・イベントに訪れた人の数。

基本目標9

みんなでつなぐ持続可能なまち《行財政》

限られた行政資源で、効率的かつ効果的な行財政運営を行い、社会経済情勢の変化、複雑・多様化する市民ニーズにも柔軟に対応できる持続可能なまちを目指します。

【1】行政運営

- ①職員の人材育成
- ②行政ニーズの多様化に応じた組織体制の構築
- ③自治体DXの推進
- ④適正な事務事業の遂行
- ⑤公共施設マネジメントの推進
- ⑥自治体間の連携の推進

【2】財政運営

- ①財源確保の推進
- ②計画的な財政運営

【3】広報・シティプロモーション

- ①情報発信の充実
- ②シティプロモーションの推進

基本目標9. みんなでつなぐ持続可能なまち《行財政》	
施策1. 行政運営	
目指す姿	● 行政サービスが適正かつ効果的・効率的に行われており、市民から信頼されています。 ● 行政サービスのデジタル化により、市民の利便性向上、行政事務の効率化が図られています。

■現状と課題

- 多様化・複雑化する行政ニーズに対し、自治体に求められる責任や役割が大きく変化している中で、限られた職員や予算で効率的な行政運営を行うため、職員の資質向上と能力開発を図るなど、人材育成に努める必要があります。
- 多様化・複雑化する行政ニーズや新たな政策課題に迅速かつ着実に対応するため、柔軟で機動的な組織体制を構築する一方で、行政改革の観点から、行政組織のスリム化・簡素化に努める必要があります。
- 社会経済情勢や市民のライフスタイルが大きく変化する中で、市民の利便性の向上や行政事務の効率化のため、国の「自治体DX※¹ 推進計画」を踏まえ、本市のデジタル化を推進していくことが求められています。
- 行政評価や定期的な事務事業の見直し、職員提案制度、業務改善への取組など、市民サービスの向上や行財政改革に取り組んでいます。人口減少が進展する中、持続可能な行政運営を行うために、こうした取組をより一層推進することが必要です。
- 全国的に、自治体職員の事務処理ミスや情報セキュリティインシデントなど、行政の信頼を損なう事案が相次いでいます。職員一人ひとりが、事務処理ミス防止対策や情報セキュリティ対策、個人情報の適正管理などを徹底し、適正かつ確実に業務を執行することが、より一層求められています。
- 大規模改修や更新を迎える公共施設が集中するため、「公共施設等総合管理計画」の「公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、公共施設の総量抑制、建物の長寿命化、施設運営経費の削減などを推進することが必要です。
- 人口減少の進展やそれに伴う社会経済情勢の変化に伴い、市民が公共施設に求める機能や規模の変化も想定されることから、民間活力の導入も含め、公共施設の整備や運営について検討することが必要です。
- 周辺自治体と一部の事業において連携していますが、人口減少・少子高齢化の進展やそれに伴う財政運営を踏まえ、単独の行政区域の枠を越えた広域的な連携による行政運営を調査・研究することが重要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①職員の人材育成	● 職員研修の充実と職員の自己啓発の支援に努め、職員一人ひとりの資質と能力の向上を図ります。 ● 人事評価制度の適正な運用などを通して、適材適所の人事配置を行い、幅広い視野と広範な業務遂行能力を持った人材の育成に努めます。 ● 職員の「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、働きやすい職場環境の実現に努めます。
②行政ニーズの多様化に応じた組織体制の構築	● 多様化・複雑化する行政ニーズや新たな重要課題に迅速かつ着実に対応するため、柔軟で機動的な組織体制を構築します。 ● 行政組織のスリム化や簡素化を図るとともに、プロジェクトチームの設置など、庁内横断的で柔軟な職員の連携・協力体制の強化に努めます。
③自治体DXの推進	● デジタル技術の活用により、市民の利便性の向上に資する行政手続のオンライン化を推進するとともに、デジタル技術を導入する際には、使いやすさや分かりやすさなどにも配慮し、より多くの市民がその恩恵を享受できるようデジタルデバイド※2 対策の充実を図ります。 ● デジタル技術の活用による内部事務の効率化を推進するとともに、デジタル人材を育成し、DX推進体制を強化します。
④適正な事務事業の遂行	● 「EBPM(エビデンスに基づく政策立案)※3」に取り組むとともに、適切な行政評価の運用と定期的な事務事業の見直しを行い、効率的で効果的な行政サービスの提供に努めます。 ● 事務処理ミスの防止を徹底し、適正な事務処理の確保を図ります。 ● 入札・契約手続の透明性と公正な競争を確保するとともに、事業の特性等に応じて、適切な入札・契約方式の運用に努めます。 ● 情報セキュリティポリシー※4を遵守し、個人情報の適正管理、情報漏えいの防止に努めます。
⑤公共施設マネジメント※5の推進	● 公共施設の更新や大規模改修にあたっては、集約化や複合化等を検討し、施設の総量抑制やコスト縮減に努めるなど、公共施設マネジメントを推進します。 ● 公共施設の計画的な維持管理に努め、長寿命化によるライフサイクルコスト※6の縮減と経費の平準化を図ります。 ● 公共施設の整備、維持管理、運営において、民間のノウハウや資金等の活用 に努めます。
⑥自治体間の連携の推進	● 共通する政策課題を解決するため、国や県、周辺自治体との連携を図り、効率的かつ効果的な行政サービスの提供に努めます。 ● 複数の自治体による事務事業の共同化など、効率的な連携のあり方を研究します。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- オンラインサービスや電子決済(キャッシュレス)を活用して行政手続等を行っています。
- 市の行政運営に関心を持ち、市への提案等を通して、市政に参加します。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
満足度の高い行政運営が行われていると感じる市民の割合	主	32.3% R5(2023)	UP	① ② ④ ⑤ ⑥
行政サービスのデジタル化が進展したと感じる市民の割合	主	45.2% R5(2023)	UP	③
職員一人当たりの研修受講回数(年間)	客	0.98 回 R5(2023)	1.35 回	①
オンライン申請可能な手続の割合	客	参考:132 件 R5(2023)	100%	③
改善の提案件数(年間)	客	597 件 R5(2023)	650 件	④
協定を締結した自治体数(国内)(累計)	客	8 自治体 R5(2023)	10 自治体	⑥

■関連する主な計画

- ・しあわせ実感かかみがはら総合戦略(2025～2029)
- ・各務原市人口ビジョン(2025～2060)
- ・各務原市人材育成基本方針(2017～定めなし)
- ・各務原市定員管理計画(2025～2029)
- ・各務原市WLB・女性活躍応援プラン(2025～2029)
- ・各務原市障がい者活躍推進計画(2025～2029)
- ・各務原市行政情報セキュリティポリシー(2012～定めなし)
- ・各務原市ICT基本計画(2021～2025)
- ・事務処理ミス防止対策推進方針(2022～定めなし)
- ・各務原市公共施設等総合管理計画(2022～2041)
- ・各務原市個別施設計画(2021～2030)

<用語>

- ※1 DX(デジタル・トランスフォーメーション):「進化したデジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という概念。単なるデジタル化ではなく、デジタル技術の活用による新たなサービス・価値の提供等を通して、制度や組織文化なども変革していくような取組を指す。
- ※2 デジタルデバイド:コンピュータやインターネット等の IT を使いこなせる人と使いこなせない人の間に生じる格差。
- ※3 EBPM:「Evidence-Based Policy Making」の略。統計データ等の客観的な証拠(エビデンス)に基づいて、政策や施策の企画・立案を行うこと。
- ※4 情報セキュリティポリシー:情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にまとめたもの。どのような情報資産をどのような脅威から守るのかについての基本的な考え方と情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準などを具体的に記載している。
- ※5 公共施設マネジメント:地方公共団体等が保有し、又は借り上げているすべての公共施設やインフラを自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する取組のこと。
- ※6 ライフサイクルコスト:建築コストだけでなく、維持管理や改修・廃棄に必要なコストも含めた構造物のコスト。

基本目標9. みんなでつなぐ持続可能なまち《行財政》	
施策2. 財政運営	
目指す姿	● 行政ニーズに柔軟に対応できる、安定した財政運営が行われています。

■現状と課題

- コロナ禍を除き、市税収納率は向上しており、市民の納税意識の高まりとともに、税金の使途に対する関心は高まっています。人口減少の影響による税収の減少が見込まれる中、高い市税収納率を維持するとともに、ふるさと納税^{※1}、公共施設へのネーミングライツ^{※2}の導入、公有財産の有効活用など、様々な財源確保に取り組むことが重要です。
- 実質的な財政負担を軽減するため、地方債^{※3}は地方交付税^{※4}の計算上有利となるものを活用しています。扶助費^{※5}や公共施設の改修・維持管理費の増加、税収の減少が見込まれる中で、財政運営の効率化や適正化を一層推進することが必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①財源確保の推進	● 市税等を適正かつ公平に賦課徴収するとともに、納付手続のデジタル化等、多様な納付手段の確保に努めます。 ● ふるさと納税、企業版ふるさと納税^{※6}の積極的な活用や市有施設へのネーミングライツの導入に努めます。 ● 債権管理体制を強化し、未収債権の削減に努めます。 ● 社会経済情勢等の変化を注視しながら、使用料・手数料等の見直しを行い、受益者負担の適正化に努めます。 ● 公有財産の有効活用のため、未利用地と低利用地の売却や貸付に努めます。
②計画的な財政運営	● 国や県等の補助金や交付税措置のある有利な地方債を活用するとともに、事業の「選択と集中」と「スクラップアンドビルド^{※7}」を徹底し、「最少の経費で最大の効果」を上げることができる予算の編成と適切な執行に努めます。 ● 公共施設等の更新等に対応するための基金の積立に努めるとともに、「中期財政計画」を踏まえ計画的な財政運営を行います。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 市の財政運営に関心を持ち、市への提案等を通して、市政に参加します。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
税金が有効に使われていると思う 市民の割合	主	22.4% R5(2023)	UP	①②
市税の収納率	客	98.13% R5(2023)	98.50%	①
実質公債費比率※ ⁸	客	5.6% R5(2023)	2.0%以下	②

<用語>

- ※1 ふるさと納税:自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。
- ※2 ネーミングライツ:公共施設の名前を付与する命名権と付帯する諸権利のこと。
- ※3 地方債:地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れ。
- ※4 地方交付税:地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源。
- ※5 扶助費:社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障害者等を援助するために要する経費。
- ※6 企業版ふるさと納税:地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、法人関係税が税額控除される制度。
- ※7 スクラップアンドビルド:限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、現在行っている事務事業や補助金等について見直しを行い、時代の変遷に応じて役割を終えていると考えられるものはスクラップ(廃止・縮減)し、それによって生み出された財源をより重要な新しい事業に振り向ける手法。
- ※8 実質公債費比率:公債費の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

基本目標9. みんなでつなぐ持続可能なまち《行財政》	
施策3. 広報・シティプロモーション※1	
目指す姿	● 市民に、正しい情報が、適切なタイミングで、届けられています。 ● まちの魅力を高める様々な事業が実施されており、その事業等を市内外へ効果的に発信することにより、移住定住促進につながっています。

■現状と課題

- 広報紙、ウェブサイト、SNS※2 など、様々な媒体を活用して、市政情報を発信しています。一方的な情報伝達となる「伝える広報」ではなく、情報の受け手との関係を築くことができる「伝わる広報」を進め、より効果的に情報発信を行うことが重要です。
- 市への移住者の増加を図るため、愛知県からの転入者が増加傾向にある状況を踏まえて、ターゲットエリアを見直す必要があります。
- 移住定住ウェブサイト「OUR FAVORITE KAKAMIGAHARA」を運用し、シティプロモーションに特化した情報を発信しています。移住検討者にとって、より参考となる情報を掲載するとともに、市民のシビックプライド※3の醸成を促進するため、その内容を充実し、移住定住ウェブサイトの閲覧数を増やすことが必要です。

■取組方針

取組方針	内 容
①情報発信の充実	● 情報を必要とする人やお知らせする必要がある人に確実に情報が伝わるよう、適切な媒体やタイミングと分かりやすい表現で、効果的な情報発信に努めます。
②シティプロモーションの推進	● 県内への転入者が多い愛知県を中心とした近隣地域に重点を置いたシティプロモーション活動を推進します。 ● SNSを効果的に活用するとともに、より使いやすく、見やすいウェブサイトの運用を図り、本市の魅力や特徴ある事業・イベントを効果的に市内外に発信します。 ● 各務原商工会議所と連携し、市内事業所の従業員に対して、市の魅力や特徴ある事業・イベントを効果的にPRします。

■市民や企業等の主な取組イメージ

- 市が発信する情報に興味・関心を持ち、多様なツールを活用して情報を入手しています。
- 関係人口※4の創出や市民のシビックプライドが醸成され、市の魅力をSNS等で拡散します。

■達成指標

指標	種別	基準値	前期目標	取組方針
市から発信される情報が分かりやすいと感じる市民の割合	主	55.5% R5(2023)	60.0%	①
住み続けたいと思う市民の割合	主	75.8% R5(2023)	77.5%	②
市公式ウェブサイトの閲覧数 (年間)	客	7,600,000 回 R5(2023)	8,200,000 回	①
移住定住ウェブサイト閲覧数 (年間)	客	130,000 回 R5(2023)	140,000 回	②

■関連する主な計画

・各務原市シティプロモーション戦略プラン(2021～2025)

<用語>

- ※1 シティプロモーション:まちに関わるすべての人のまちへの誇りや愛着などを醸成するため、市の特性に根ざした良好な都市イメージを発掘・創出し、内外へ発信する取組。
- ※2 SNS:「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービス。
- ※3 シビックプライド:まちに対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていかうとする気持ちのこと。
- ※4 関係人口:地域外から興味や愛着を持って通うなど、地域と継続的に多様な形で関わりを持つ人口のこと。